

「パリのオピタル・ジェネラル——貧民救済か社会的排除か」

大 森 弘 喜

はじめに…問題の所在

序章 リヨンの「総施し会」とパリの「大貧民局」

1. リヨンの「総施し会」

2. パリの「大貧民局」

第一章 オピタル・ジェネラル創設

1. 食糧危機

2. 貧民の「生存の技法」

3. オピタル・ジェネラルとサン・サクルマン信心会（以上本号）

第二章 一六五六年王令の意図と現実

はじめに…問題の所在

現代福祉国家の源流は近世封建社会の変容過程のうちに見出すことができる。その一つの指標は、西欧の六〇にもよる都市が一六世紀半ばまでに似通った原則の下に貧民救済をしていた事実である。「似通った原則」と

は、余所者の排除、物乞いの禁止、貧窮者の分類と算定、段階的な救済などの原則であった。「カステル、p. 35」この事は、いまや大量の貧民が生地を離れて都市に救いを求めたこと、しかし都市にもこれら放浪する貧民を受け容れる余裕がないこと、したがって救済さるべき貧民を地元民に限定し、ジャンル別に救済したことを示唆している。

すでにこれに先立つ二世紀前に西欧社会では農奴制がうまく機能しなくなっていた。周知のように一四世紀半ばのペスト・パンデミックはヨーロッパ人口の三分の一の命を奪い、社会の流動化をいっきよに促すことになった。農村における労働力の枯渇は賦役に依存する農奴制を揺るがし始めた。土地に緊縛されていた農民は、領主制の桎梏から自由になりたいと願うようになり、各地で蹶起して叛乱を起こし、地代の金納化や農奴制の廃止などを求めたのである。この過程は「奇妙なパラドックス」でもあった。独立自営農民が生ずる一方で、土地所有から自由になった貧農もまた大量に生まれたのである。(農民層分解) 彼らはもはや土地耕作だけでは生きてゆけない零細農民、小作農や日雇農であり、凶作や飢饉が来れば真つ先に飢餓の恐怖に曝される人々であった。彼らは富農層の使用人や雑役をして糊口を凌ぐかたわら、キリスト教の教会や修道院の施しに救いを求めた。或いはまた、近隣だけでなく都会に出て物乞いにより命を繋いだのである。

封建社会の社会的紐帯が結び始めたのであるが、当時の支配権力はそれには想到せず、共同体の保護から離脱した人々を力で抑えこむ政策をとった。イングランドのエドワード三世治下の労働者規制法(一三四九年)、あるいはフランスのジャン二世(善良王)の王令(一三五一年)がそれである。両者に共通するのは、これらの人々を「怠惰と不道徳」に染まった「無頼の徒」、「無為徒食の輩」と規定し、彼らに、労働への強制的再編入

か、都市からの放逐かを迫ったのである。⁽¹⁾

(1) イングランドの労働者規制法 Statute of Labourers は、次のように命じた。「イングランド王国の人間は男女を問わず、自由、不自由の身分いかんにかかわらず、能力ある肉体をもつ六〇歳未満の者は、商業を営まず、手工業にも従事せず、生計の糧を得べき手段を持たず、自らの労働を費やしうるに足る耕地をもたず、かつまたなんびとかに奉公もしていない場合には、なんびともその身分を考慮して適当なる仕事に就労するよう求められたなら、かれを要求している者の下で奉公する義務を有す。」さらにまた云う、「多くの身体頑健なる乞食が施し物を得て生活しうる限り、怠惰と不道徳、ときには窃盗その他の悪業で生き、労働することを拒むがゆえに、利益を得て労働することの可能なものに対しては、なんびとも憐れみや施しとして物を与えてはならず、怠惰な彼らを甘やかすべからず。かくして必要上労働へと強制的に赴かせるべし。」と。〔浜林正夫、pp. 73-75〕

フランスの「パリ市の一般警察および諸職に関する国王ジャン二世の勅令」も、第一編「無為徒食の輩」と題して次のように布告し、自らの労働で口に糊するか、さもなければ市内からの退去を命じた。「あらゆる種類の無為徒食の輩、さいころ博徒、街頭の歌うたい、浮浪者、乞食は、どんな身分どんな地位の者であっても、職をもっているか否かにかかわらず、男であれば女であれば、身体および四肢が健全である者は、糊口の糧を得ることができるよう必要な労働をおこなうことが求められ、さもなければ、この勅令の呼び触れから三日以内にパリ市……から立ち退くべきである。」そして、この命令に違反した者は入牢され、パンと水だけを与えられること、再犯のときは晒台に曝され、三度目の違反者には頬に焼き鑊を捺されて追放されると脅した。〔Riviere, p. 6〕 加えて、第二条から第四条において、高位聖職者や司教、修道士、貴族、メゾン・デュ管理者らが、市民に対しそれら無為徒食の者に施し物を与えたり、一夜の宿を与えないように説教するように命じたのである。〔高橋清徳、pp. 61-62〕

ここにはまだ社会的紐帯からこぼれ落ちた人々への「救済」という視点はない。だがその後一六世紀中葉までの二世紀のあいだに、自らの労働だけで糊口を凌ぐことが難しい人々の隊列はその数を増していった。それにはうち続く戦争や内乱による農村荒廃、農民的富の喪失、共有地の囲い込みによる貧農層の生存手段の喪失、それらの結果としての農村共同体の互助機能の喪失が関わっていた。いまや脆弱な生活基盤しかもたない民衆にまで貧窮化の波が及び、封建社会の土台が侵食され始めていた。農業と農村に救済の資源は乏しかったから、大量の生活難民は生きる糧を求めて、陸続として近隣の都市を目指した。

都市では状況は幾分ましであったが、それも程度問題であった。職人ギルドは親方世襲制になって、職人の内部昇進の可能性は閉ざされ、外部からの参入も阻むなど硬直性や閉鎖性を強めた。ところが、絶対王政はこの宣誓同業組合（ジュランド制）と同盟を結んで自らの支持基盤とし、これを全土に拡大しようと努めた。⁽²⁾ こうして「労働の自由」はますます制度的に阻害されたので、意欲的な職人や徒弟は自由に作品を製造し販売することができなかつた。⁽³⁾ ましてや農村から流れ出た貧民が徒弟修業に入ることや、手工業に仕事を見つけることは至難の技であった。彼らはせいぜい都市雑業 *petits métiers* や家内奉公人などに潜り込むか、風俗業に就くか、物乞いになるかして生き延びるほかなかつた。

都市にも戦乱や凶作・飢餓の影響を受けて、没落する手工業者、職人、小商人が生まれていた。だが農村ほど顕著ではないのは、その貧困が余り目立たなかつたからである。いわゆる「隠れ貧民 *pauvres honteux*」である。彼らは落ちぶれる以前にはそれなりの職業を営んでいたから、余裕のある都市では救済されることが通例だった。しかし、都市雑業の貧民や縁辺的労働者、不熟練女性労働者は、ここでも救済の埒外に置かれた。アンリ・

ピレンヌの云う「自由で開かれた空間」という中世都市の面影はすっかり薄れ、「一定の物質的手段に恵まれ、社会的名誉を享受できる者にのみ、より大きな富と地位上昇のチャンスを与える空間に変わった」のである。

〔ゲメルク、p. 86〕

再び冒頭の問題に戻るなら、西欧のかなりの数の都市が救貧事業に乗り出す一六世紀前半は一つのエポックであった。それまで救貧事業を独占してきたキリスト教会に代わり、都市ブルジョワジーがこの事業を主導するようになるのである。救貧事業の世俗化の第一歩である。その事例を本稿ではリヨンの「総施し会 *Aumône Générale*」と、パリの「大貧民局 *le Grand Bureau des Pauvres*」について見よう。一世紀後に創設されるパリのオピタル・ジェネラルは、この先例を継承して誕生するからである。

さて、本稿のテーマであるパリのオピタル・ジェネラルは、一六五六年ルイ一四世の王命により、パリに溢れる乞食・流民を一掃するために創設された。地元生まれの乞食を閉じ込める一方、地方から首都に流入した乞食

- (2) コルベールの重商主義政策のもとで、宣誓同業組合の数は主要都市で増えている。例えばパリでは一六七二年の六〇から九一年には一二九を数えるまでになった。〔カステル、p. 109〕しかし宣誓同業組合がまったく市場を独占することはできなかつた。商人資本が前貸問屋制プロファイシオン・ナクワトシステムという形態で営む農村家内工業は、ジュラント制の埒外にあったし、重商主義の所産である王立マニユファクチュールもある面では競争者だったからである。

- (3) 親方への昇進を閉ざされたコンパニオン（仲間職人）は、「部屋 *chambre* の一室」で製造を続け「もぐり」で営業をした—このため「シャンブラン *chambrian*」と呼ばれた—が「情け容赦なく摘発をうけ、押収され、バスチーユ監獄送りとなった。〔カステル、p. 113〕

や流民は故郷に帰るように命じた。この「大いなる閉じ込め le grand renferment」は決してルイ一四世の発明でもなく、パリ高等法院首脳の創作でもなく、すでに一七世紀初めにルイ一三世の母后により試みられていた。だがこの試みは数年で挫折し、その後の戦争と内乱で途絶えていたものを、高等法院主席検事らの熱意で復活したのである。

この王令は、すべての臣民に物乞いを禁じ、また「乞食に施しを与える」ことも固く禁じ、違反者には処罰を課した。その代わり、パリ生まれの貧民はオピタル・ジェネラルに入所が許されれば、衣食住が保障され、さらに指示された労働に従事すれば、僅かだが手当てが支給されることになった。つまり労働可能な貧民を「矯正し」、社会に「再編入」する意図が籠められていた。統治権力にとって、オピタル・ジェネラルは、「怠惰や放縦に溺れた貧民」を社会に再登録するための装置であり、そのソフトウエアが、カトリック司祭ら聖職者による「救霊と霊的教化」^{スピリチュエール}であったと考えることができる。本稿の課題の一つは、この装置がうまく機能し、統治権力の目論見が成功したかどうかを検討することである。

パリのオピタル・ジェネラルは既存の五施設を合体して創設されたのが、主要なものは三つの館 maison であった。ピティエ館には主に捨子が收容されていたが、後には本部機能も置かれた。サルペトリエール館には女性の乞食・寡婦などの貧民、「身持ちの悪い」女性や精神病者が收容された。ピセートル館には男性の乞食や精神病者、犯罪者らが收容された。フランスでは男と女、子どもを一緒に收容することは、道徳上の理由から原則として避けられたのである。もともと、サルペトリエール館には、すぐに夫婦の老齢貧民向けの棟―寄付者の名前を冠して「マザラン棟」と呼ばれた―が建設されるが、これは例外であった。

ルイ一四世はパリの成功に気をよくして、これを王国の主要都市にも設置するように命じた。これが一六六二年の王令であるが、それは理屈の上でも現実的にも必然の措置であった。というのは先に見た如く、パリのオピタル・ジェネラルはパリとその城外区生まれの貧民のみに入所する権利(あるいは収容する義務)があり、地方からの乞食や流民は、「所払い」されて生国に戻るべしとされたからである。現実的にも、当時四、五万人と推定されたパリの乞食全員を、オピタル・ジェネラルに収容することは、施設の能力からも経費の点からも不可能だった。

したがってパリなど都市に集まってきた乞食や流民を出生地に留めおくためにも、地方都市に同種の施設を造る必要があったのである。この後、一八世紀初めにかけて王権の強い意向を受けた都市名望家や、あるいはジェズイット修道士の尽力でオピタル・ジェネラルがおよそ三〇都市に造られて、大革命まで命脈を保つのだが、その成り立ちや性格は、地方の伝統や固有性を反映して決して一様ではない。成り立ちについて云えば、フランス南部では従来のオテル・デュ(神の館病院)を模様替えしたものが多く、北部では中世までの癩病院 *maladerie*、*léproserie* が、患者の消滅により廃れていたものを転用する事例が目につく。⁽⁴⁾

ルイ一四世のオピタル・ジェネラル閉じ込め政策は、その後の国王にも踏襲され大革命まで続く。とくにルイ

(4) 中世初期ヨーロッパに猖獗を極めていたハンセン病(癩病)が、中世末期には一部の地域を除いて急速に衰えた。

その理由は、かつてはベスト・パンデミックのせいだと思われていたが、近年では感染症の同じ系列に属する結核菌が細菌に取って代わったのではないかと云われている。マクニールの云う「疾病競合」である。「マクニール、P.

46] ハンセン病の歴史については差し当たり次の文献を見よ。[Beriauc, 1988]

一五世は一七二四年王命を発し、騎馬警察隊^{マレシヨセ}を拡大強化し、王国街道での「乞食狩り」を命じた。そして乞食行為の累犯者にはガレー船漕役刑を課した。「血の弾圧」は十年ほど続き一七三三年に終息するが、この異様な乞食撲滅作戦は一体どんな意味があったのだろうか。これも本稿で考えてみたい。

一八世紀後半にフランス絶対王政はいよいよその矛盾が露呈し破局的な様相を帯びる。王室財政は破綻寸前になり、これを繕うために課税は強化されたが、貴族や聖職者層は免税特権を享受し、負担増はもっぱら第三身分のみが負うことになった。各地で民衆が蜂起し、山賊などが横行し社会不安はつづいた。貧民も捨子も激増し、対策を迫られたルイ一五世はオピタル・ジェネラルとは別に、各総徴税区に「乞食收容所」を造るように命じた。そこは文字通りの「監獄」であった。本稿ではスワソン乞食收容所を例にその実態と政策の意義を考える。

ところでいわゆる古典主義の時代に、なぜ「物乞い mendicite」がこれほどまでに否定されたのだろうか。私は宗教学者でも神学者でもないのに、キリスト教の教義との関連は深くは分らないが、先学者の言を整理すると、次のようなことが起きていたようである。中世まで貧困はキリストの受難を象徴しており、貧者は「神に近づくために世俗的な重荷を脱ぎ捨て、伝道者の人生を模範としている」[カステル、p. 24]とみなされていた。

「貧は悪なり^{イム}。Pauvrete n'est pas vice.」との謂は、この辺りの事情を伝えている。「清貧」を実践する托鉢修道会僧は一つの理想だった。そこでは世俗的な価値よりも霊的・精神的な価値が優っていたのである。地獄への恐怖のなかで生きていた中世の人々にとって、「隣人愛 charite は原罪を償い、彼岸へと至る最良の道を示していた。」そこで富者は慈善団体への寄付を厭わず、死後には己の財産を教会へ遺贈すると遺言した。カステルはこれを「慈悲 misericorde^{ミゼリコルド}の交換」と呼んでいる。[カステル、p. 27] 困窮している者への「隣人愛 = 喜捨

charité」は詰まるところ、喜捨する本人の魂の救済願望でもあった。[Bloch, p. vi]

宗教改革を先導したルターやカルヴァンは、貧困と貧民に神学的な見地から厳しい眼差しを注いだらしいが、神学者ではないので私はこれに深入りしない。⁽⁵⁾ この帰結として云うなら、救貧という行為は意味をなさなくなる筈だが、フーコーに従えば、一七世紀ころに突然「視座の転換」が起こるといふ。「人間の次元」で貧民を見るようになる。つまり「貧民が神の代理者であることをやめる。」「神はもはや貧しき者の襦袢（#）の蔭（ロ）に身を隠してはいない。」とキリスト者は考えるようになった。貧民を覆っていた神秘の（神学的）ヴェールが剥がされたのである。キリスト教会はもはや貧民救済に以前ほど熱意をもたなくなり、現世的な権力、国家や都市参事会が主にポリスの観点からこれを継承する。

世俗的世界に引き戻された貧民は、「労働と怠惰」の観点から再び神学的意義づけがなされる。アダムの楽園追放の後、懲罰として課される労働には悔悛的価値と贖罪の力が附与された、人間に労働が課されるのは、一つの自然法則ではなくて、神が下した呪いの結果である、と云うのだ。「フーコー、1975, p. 89」なんと転換であろうか。⁽⁶⁾ 貧困は怠惰の所産であり、「怠惰はあらゆる悪の母である (L'oisiveté est la mère de tous les vices)」とまで、誇大に責め立てられるようになった。そして統治権力は、怠惰と放縦を産むとして「物乞い」も乞食とい

- (5) プロテスタントは、フーコーによれば「神の非凡な意志は約束された栄光について語るのではなく、宿命について語る。神はさかさまの一種の賛美によつて貧乏人を褒め讃えるのではなくて、自ら進んで怒りによつて、憎悪によつて辱めるのである。」と唱えた。カルヴァンは『キリスト教綱要』のなかで、「貧乏人はそれゆえ神の容赦のない懲罰が与えられて然るべきなのだ」とも語る。[フーコー、1975, p. 75]

う存在も、社会から排除すべきと考えたのである。

貧困と喜捨、そして労働をめぐるこの劇的転換は、絶対王政による国民国家形成とも無関係ではあるまい。絶対王政は国民的統合をすすめる過程で、キリスト教社会の秩序を脅かす存在を周縁化しようとしたのであるが、同時にその中にいる「鑄直す」ことが可能な労働力を、国富増大のために利用しようとしたのである。この発想は重商主義者だけでなく、重農主義者も同断であった。

右に述べた統治権力の主張を、カステルは労働史の観点から、フーコーは狂気の観点から批判的に検証した。とくにフーコーは、これら貧民を収容し懲罰的労働を課ところがオピタル・ジェネラルであり、そこは「監禁施設」なのだと主張した。もっと云えば、近世の貧民は、中世の癩病者の扱いを受けたとも云っている⁽⁷⁾。だが病院史あるいは福祉史の観点から眺めれば、カステルやフーコーとは別のオピタル・ジェネラル像が浮かび上がるようにも思える。つまり、老齢や心身の障碍ゆえに労働できない人々、棄てられた子どもや女たち、妊娠している娘など、「社会的弱者の安息所^{Asyl}」としての機能が、オピタル・ジェネラルにはあったのではないか、と思う。オピタル・ジェネラルの多面的な実像を描くこと、これが本稿のもう一つの課題である。

さて最後に「オピタル・ジェネラル Hôpital Général」の訳語について注記しておきたい。これまでのわが国の研究では「総救貧院」、「一般施療院」あるいは「総合病院」などと訳出されている。だが、当初はそこでは原則として医療サーヴィスを施さないことになっていた。サルペトリエール館でもピセートル館でも入所者が病に罹れば、オテル・デュに運んで治療を受けさせていたのである。つまり、語の本来的な意味での「施療院」「病院」ではなかった⁽⁸⁾。後にピセートル館では性病患者を受け容れ「荒療治」を施すのであるが……。また老齢、心身障

碍、病弱などで労働不能な人々の保護施設であることは間違いないが、激増する捨子や孤児を受け容れ、修道院

(6) フーコーはホイジンハの言を引用して云う、「中世ではあらゆる悪の根本は尊大傲慢 *orgueil* であり、文芸復興の黎明期では貪欲 *avarice* であつたが、一七世紀では安逸怠惰 *paresse* が勝利をおさめることになる」と。「フーコー、1975, p. 89」

(7) フーコーは、オピタル・ジェネラルが癪病院に取って代わつた監禁施設であると、次のように述べる。「労働と怠惰は古典主義時代の世界に一本の分割線をひいたが、その線は、例の癪病の大掛かりな排除に入れ替わるものだった。精神界の風景のなかでと同様に、人の寄りつかぬ監禁地の地誌のなかで、収容施設は癪治療院に紛れもなく取って代わつたのである。(中略) 呪われ有罪宣告された怠惰を閉じ込めるためのあの場所のなか、そして労働の法則を一つの倫理的超越性に読みかえた社会が発案したあの空間のなかへこそ、そのうち狂気が登場し、やがてはそれらを統合してしまふだろう。」[フーコー、1975, p. 90] カステルもまた王権は乞食や流民を「王国のレブラ(癪病者)」と認識し始めたと云う。「カステル, p. 46」それは明らかに彼らを排除の対象と見なしたという意味であらう。

「大いなる閉じ込め」は今日的感覺では明らかに「自由を制限する身体拘束」なのだが、当時の法律学者や法案件成者は、これは身体刑ではない、と認識していた。とはいえ、それは明らかに「君主の越権行為」であり、監獄は一般的には権力濫用のしるしを帯びていると解された。「フーコー、1977, p. 122-123」

(8) 「語の本来の意味では…」と云つたのは実は不正確で、*hospital* の原語に当たるラテン語 *hospitium* には、「賓客の厚遇、主人と客の結びつき、欲待する所、ねぐら、避難所」の意味があり、ラマロは「オピタルには、困窮あるいは病氣などで一時的に不安定で依存した状態にある人々を、暖かく迎え入れる場所の意味がある。」と述べている。

[Ramallo, p. 10] フランス語では *hospitalier, hospitalité* にその原義が継承されている。

的な聖務日課と教理問答形式の初等教育をほどこす孤児院・養育院でもあった。さらに一七世紀末には道徳的な見地から、「社会に害があると見られた婦女 *femmes débauchées*」がサルベトリエール館に収容され、矯正されることから見れば、矯正院・感化院とも云える。加えて犯罪者も収容されてくることから、監獄・懲治監でもあった。このようにその内実から判断すると、パリのオピタル・ジェネラルは複合的社会施設であり、本稿では原語をカタカナ表記するのがよいと思う。

序章 リヨンの「総施し会 *Aumône Générale*」とパリの「大貧民局 *le Grand Bureau des Pauvres*」

一六世紀前半に西ヨーロッパの経済社会は大きな地殻変動を経験する。商業資本が興隆し遠隔地貿易で潤う都市が成長する反面、農村を中心に大量の貧民が生まれた。農民の困窮に拍車をかけたのは天候不順、とくに厳冬による凶作、それに伴う食糧価格の高騰であり、さらにペスト、百日咳など疫病の流行であった。十分な食糧と雇用機会を得られない民衆は、救いを求めて近隣都市に移動し、物乞いをするかたわら、都市の救貧事業に与ろうとした。西ヨーロッパの多くの都市が時を同じうして開始した救貧事業は、まさしく高まる「社会的緊張の緩和」の意味合いを色濃くもっていた。本稿ではフランスを代表する二都市、リヨンとパリのそれを概観する。

1. リヨンの総施し会

リヨンでは一四七八年にペストが再流行し住民を恐怖に陥れたので、市参事会 *consulat* は教皇に願い出て許しを得、ペスト患者の隔離病院 (*St. Laurent-des-Vignes*)^{サン・ローラン・デ・ヴィーニエ} を建設し、併せてチャペル管理と埋葬の権限を聖職者の手から奪い取った。[デーヴィス、p. 48; Gutton, 1971, p. 263] 一五二九年には、二千人もの住民が市の穀物倉や教

会を襲撃し、食糧を掠奪するという穀物暴動がおき、翌三〇年には、印刷工や染色工らが武器を携行したデモを行い、食糧価格の高騰などに激しく抗議した。

このような不穏な情勢のなか、一五三一年春に未曾有の大飢饉が起こった。前年冬季の厳冬による凶作と、その必然的結果であるパン価格の高騰が起り、さらに不幸なことに、潜伏していたペストが再燃し多くの命を奪ったのである。ペスト流行はこの町の商業活動に大きな打撃を与え、かなりの失業者を生み出した。⁽⁹⁾ この都市の下層労働者や職人層は日賃銀の半分以上をパン購入費に充てていたが、常食する粗末なライ麦パンですら、三ないし六倍に価格が高騰した。「デーヴィス、*コト*」街には乞食が溢れた。この街の貧しい職人や労働者が己の子どもらに物乞いをさせたし、驚いたことには、市参事会ですら、オテル・デュの捨子らに物乞いを勧めた。その胸には「この子らは哀れな孤児で、神の恵みを請うております」と書かれた札がぶら下がっていたという。「デーヴィス、*p. 46*」この他に、專業乞食も街頭をうろついていた。彼らは謂わば「乞食の技法」を駆使して喜捨をせしめていた。⁽¹⁰⁾

加えてドーフィネ、オーヴェルニュ、さらに遠くブルゴーニュやボジョレ地方からも数えきれないほどの貧民が押し寄せて、街の物乞いに加わった。彼らは飢えて痩せこけ、憔悴しきっており、何よりも食べ物を欲している。⁽¹¹⁾ これら余所者貧民の数はもちろん正確には掴めないが、デーヴィスによれば一五〇〇人程度―恐らくこれは

(9) 一六世紀に三度流行したペストにより、繁栄していたリヨンの香辛料貿易は完全に瓦解したという。[Lucenet, p.

もつとも低い見積もりであろう——これに市内の困窮民四五〇〇人と併せて計六千人程度が、三一年春には飢えに苦しんで街を彷徨っていたと見られる。[「デーヴィス、p. 50」] 当時のリヨンの人口が凡そ四万人程度だから、実にその一五%を占める程だった。

市参事会は民衆暴動の恐れをはつきりと認識し、地区警吏に「耳障りな言葉を吐くような男女がいたら、直ちに通報するように」との指示を与えたが、同時に「空腹は絞首台を怖がらせない」ことも承知していたので、地区にある食糧を供出し貧民にパンを配ることを決めた。市内貧民は三つの修道院、余所者貧民は一つの僧院に集結させられ、救援物資の配給を受けた。ある修道院では、一五三一年五月一九日早朝六時、町の名士たち五〇〇人が、集まった七〜八〇〇人の貧民に応待し、名前を聴きとり、応急的にパン塊二キロを配り、同時に小さな鉛の標章を渡した。そこには以後各人が救援物資を受け取るべき配給所の場所が指定されていた。配給所は市内に五カ所ないし七カ所開かれることになる。これが「総施し会 *Aumône Générale*」⁽¹²⁾の始まりであった。[Gutton, 1971, p. 268]

この年の総施しは五月一九日から七月九日まで五二日間続けられた。七月になると小麦の収穫が始まり、パン価格が値下がりし、併せて収穫作業が労働需要をつくりだしたので、総施しは終了したのである。この二カ月弱の間に一日平均五〇五六人が、パン、ポタージュ、少量の肉などの配給を受けたという。[Gutton, 1971, p. 268; Paulre, p. 110]⁽¹³⁾ 受給者の内訳を見ると、四一%が日雇労働者、次いで繊維・縫製関係の下層職人や労働者⁽¹⁴⁾、他

(10) 專業乞食は自らの身体的欠陥をひけらかして憐れを誘い、施しを得ていた。その手口とは、癩癩病者^{デシカン}を装うもの、

狂犬病に咬まれたふりをするもの、手足が不自由な「いざり」や「びっこ」を装うもの、罪を購うべく巡礼の旅にでた絞首刑執行人を装うものなどである。「デーヴィス、*Day*」それはカステルが云うように、「貧窮が扶助の枠組みに入る必要條件は、身体の惨めさ *misère* が明示されねばならない。」ということかもしれないし、さらに云えば、「貧民自身が敗残者であることを受容していること」かもしれない。「カステル、*p. 29*」彼らはそれを直感的に会得していたのである。なお、パリには専業乞食や犯罪者の隠れ家となっている場所が存在した。通常「奇蹟の小路」と呼ばれているが、これについては後述する。

- (11) 当時書かれた文献には次のように記されている。「ブルゴーニュとサヴォワ地方からの流入がとくに大きかった。彼らはローヌ河やソーヌ河を何艘もの船に乗り、案内人もなしでやって来た。大多数の者は飢えて衰弱し痩せこけていたので、その身体はいつでも屍体解剖できそうだった。(中略) このことは、これら貧民がどのように流入してきたかも知らないのに、街に大きな感嘆と驚きを与えた。その上、昼間は何の声も聞こえないのに、夜になると、我々を戸惑わせるこれらの人間の叫び声、『腹が減って死にそうだ』の声絶え間なく聞こえてきた。それはこの街の平民や市民に憐れみと同情の感情を醸成した。」[Pauline, *p. 108*] 原典は *Guillaume Paradin de Cuyseaux, La Police de l'Aumône Générale de Lyon, 1539, p. 7*

- (12) *Aumône Générale* は「これまで『大施物会』とか「全体のための施し」と訳出されているが、原義を活かすために本稿では「総施し会」と表記する。

- (13) この人数はギュトンもポートルも示しているが、過大評価かもしれない。というのは、この期間の総経費がポートルによれば九七九三リーヴルでしかない。パン価格がどのくらいしたのか、記述がないので断定はできないが、この費用がすべてパン代金だとしても、一日平均一八八リーヴルにしかならない。これで果たして五〇〇〇人に約七〇〇g程度のパン塊を配れたのだろうか。

にはぶどう栽培農民や川船頭、荷車挽きなどである。〔デーヴィス、p. 43: Gutton, 1971, p. 279〕 ぶどう栽培農民などは恐らくは市内貧民ではなく、ブルゴーニュなどから流れ込んだ貧民であろう。また注目すべきは、雨露をしのぐ程度の木造の簡易宿泊所が急ぎ造られ、市内の修道院と併せて貧民を寝泊まりさせたことである。〔Gutton, 1971, p. 268, 279〕 これらの事から、初期の総施しでは、余所者貧民を厳しく締め出すことはなかったと考えられる。⁽¹⁵⁾ しかし、やがてこの慈善の博愛的性格は失われてゆく。

リヨン市参事会は、この経験をもとに総施しを制度化する必要を覚えた。ペストがぶり返していたし、再び食糧は値上がりし、住民の困窮は改善されず、乞食も減らなかつたからである。総施し会の制度づくりには、二ないし三名の聖職者が多大な貢献をしたと伝えられているが、⁽¹⁶⁾ 実際にことを運んだのは市参事会の世俗信徒や実業家などであった。面白いことには、聖職者自身が制度の運営に自ら関与することを辞退し、これを世俗信徒に委ねたことである。彼らは一五三三年に度々会議を開いて、「乞食、ろくでなし *belles*、流民」を厄介払いする方を議論し、貧民が「物乞い」する行為も、市民が乞食に喜捨することも禁止することで一致した。こうして一五三三年三月に「総施し会」が立ちあげられた。

総施し会は、市参事会から選出された八名の役員が構成する事務局 *bureau* により運営された。彼らは「レクター」と称され市民の尊敬をうけた。初期には、総施しで重要なことは「秩序」であるとして、レクターが貧民に手ずから救済物資を配ることもあった。〔Gutton, 1971, p. 280〕 事務局は市民のなかから吏員や職員を徴募したが、実に様々な市民がこれに協力したという。⁽¹⁷⁾ これらの事実、貧民救済と乞食撲滅の事業が町を挙げての世俗的事業だったことを窺わせる。

一五三三年春から始まった総施し事業は、大別して、貧民への救済物資の配給と子どもらの訓育に分かれる。

救済物資の配給では、一五三一年春の余所者貧民への施しは放棄され、出生地主義、属地主義の原則が採られるようになった。すなわち、本人がリヨン生まれか、あるいはリヨンに少なくとも七年間在住していることが、受給条件となったのである。面白いのは、吏員だけでなくレクターが申請者宅を訪問し、家庭状況やとくに本人が

(14) イタリアから導入された技術と機械を用いてリヨンの絹織物生産が始まるのは一五三六年だから「服部春彦、1996, p. 28」、絹織物業の職人・労働者が大勢失業して総施しの恩恵にあずかったとは云えないようだ。

(15) デーヴィスが云うように、ここにリヨンのコスモポリタンの性格が現れていると云えるかもしれない。実際、この都市にはイタリア人など外国人企業家が多いし、また事務局のメンバーにも外国人が多数いたという。[デーヴィス、p. 75]

(16) 総施し会に影響を与えた聖職者は、ジャン・ド・ヴォーゼル、マルグリット・ド・ナヴァール、あるいはイタリア人のサンティ・パニーニであり、とくにこの事業に子どもたちの職業的訓練を組み込んだのは、彼らの影響だったと云われている。[デーヴィス、p. 55] ジャン・ド・ヴォーゼルは次の如く述べての事業を鼓舞したという。「貧民への慈善は断食、祈り、禁欲生活よりも神の御心に適うものである。したがって、この施しの事業を粘り強く続けよう。さすれば、我々すべての罪はあがなわれるだろう。」と。[Elmore, p. 11; Gutton, 1971, p. 270] 原典は Jean de Vauzelles, *L'Assistance donnée à la multitude des Pauvres accourus à Lyon en 1531* 私は思想史家ではないが、リヨンのこの事業の思想的バックボーンは、新旧二つのキリスト教というよりも、エラスムスの思想だったと云われている。

(17) ギュトンによれば、職員になったのはパン屋、粉挽き職人、学校教師、内科医、外科医、聖職者などである。

[Gutton, 1971, p. 275]

労働可能かどうかを調査したことである。労働不能と判断され、受給条件を満たした者は切符を渡され、毎日曜日の朝、決められた配給所でパンや幾ばくかの現金を受け取った。支給には、「四人家族で週当たりパン一二リール(約五キロ)、現金一スー」という基準があつたらしいが、さほど厳密ではなくレクターの裁量で増やされることもあつたという。[デーヴィス、p.91]⁽¹⁸⁾ 一六世紀半ば頃に総施しを受けた貧民は凡そ三千人であり、人口の七%に相当したという。これは貧困の広がりと同時に、救貧事業が一定の効果を挙げていた証左であろう。

リヨンとその郊外で捨てられた子どもや孤児は、総施し事業の対象となつた。孤児や捨子は、結婚または親権解除までレクターの家父長的保護と監督のもとに置かれて、初等教育と職業教育を受けた。子どもらは一定年齢に達すると、少年の場合は地場産業の絹織物業やビロード織り、印刷、金属鍛造、刀剣メッキ業などの親方の許に徒弟に出された。少女の場合は、聖カトリヌ・オピタルで宗教的・モラル教育を受けた後、オピタル付属のアトリエで生糸の「棹上げ」^{カセ}仕事に雇用された。このほか、街のブルジョワ家庭に家内奉公人あるいは召使として雇われる者もいた。[Gutton, 1971, p. 278; デーヴィス、p. 68]

総施し事業にはかなりの資金を必要としたが、レクターらはこれをどう調達したのだろうか。資料が焼失して細部までは不明だが、大別して二つの財源があつた。一つは各種の寄付である。王室フランスワ一世の下賜金、大祭時の教会での献金、教会や宿泊施設・店舗などに置かれた献金箱、市民からの募金、遺言者からの遺贈献金などである。他に、四旬節^{カレーム}の際に食肉の独占販売で得られた収益、埋葬に参列した子ども―「泣き男」の役割を務めた―が貰った謝礼金なども財源の一部となつた。もう一つは住民からの「自発的な *volontaire* 醸出金」である。イングランドの救貧税を嫌うフランスでは、飽くまでも個人の意思を尊重した寄付という形をとつたが、事

務局は、富裕な住民それぞれに要請する額まで記した名簿をつくっていたことから判断すると、矢張り一種の救貧税と云えるかもしれない。この事業に寄付をすることは、実業家や商人にとつて名誉なことだったのである。

リヨンの総施し会は、このように市参事会の世俗信徒が主導し、聖職者や富裕な市民がこれに協力する形で実施された。そうした協力体制を促したのは、統治の側の共有された危機意識であつたと思われる。断続的に襲来するペストと飢饉が培養する貧民暴動、これがエリートたちの恐怖であり対処すべき課題となつた。市参事会は、これらをもたらず浮浪する貧民に、当初は分け隔てなく救援物資を配給することで難局を乗り切つた。やがてペストを撒き散らしているのは、地方からの余所者貧民ではないかと認識するようになる。これが一五三三年以降、総施しを市民に限定し、余所者貧民を排除してゆく理由である。ペストから市民を守るとの共有認識が強く作用したのである。現に、フランソワ一世は、一五三六年、市参事会の高官たちに、この事業の成果を褒めたえて次のように云つた。「あなた方は幸いにも、この街の十字路から、あらゆる種類の悪徳と伝染病を運び入れる『ろくでなし』や悪い乞食を追い払うことができました。」と。これに答えた高官も「これで住民の健康が、神の加護によつてペストや伝染病から守られるようになりました。」と答えている。[Paulre, p. 113] さらに、一五七〇年にペストが再び流行し始めるや、市参事会と地方総督は市門やローヌ河の橋詰に守衛をおいて、余所

(18) 受給貧民は、安食堂 *taverne* に入つて食事することや、カード遊びなど賭博に興ずることは禁止された。[Paulre, p.

111]とついでデーヴィスは、一六世紀の三時点におけるパンと金銭の支給状況を示しているが(表五)、それには単位もなく、註釈もないので、理解できない。ただ当時一スーで牛肉一キロは買えたという。[デーヴィス、p. 74]

者、バスポートを持たない者の入市を拒んだ。[Gutton, 1971, p. 282]

このように統治権力は、ペストなど疫病が外部から余所者貧民によって運ばれてくる、との認識を頑ななままでもった。これは医学的に考えても必ずしも合理的根拠がないと思われる。いかに余所者貧民の流入を阻止しても、その後もペストやその他の疫病は断続的に起こったからである。それはさておき、今では王国全体に、あるいはヨーロッパ全体において、社会秩序を脅かすものとして「物乞い」が否定されるようになった。総施し会は、そのために公権力から警察力をもつことを許され、「乞食狩り」と称しては、街を浮浪する貧民やハンセン病患者を捕らえ、監獄や隔離病院に閉じ込めるようになるのである。⁽¹⁹⁾

統治の側の危機意識は、聖職者間の正統と異端などの神学的対立や、カトリックとプロテスタント間の「乞食と物乞いの神学的対立」を後景に追いやったことにも反映されている。その証拠は、一五六二年にリヨンの市政がプロテスタントの手に委ねられたときにも、総施し事業はこれまで通り実施されたことである。苛烈を極める宗教戦争の間でもこの事業が続けられたことは、現実社会のなかでの貧困の普遍性と救貧の緊要性を示すものであったと云える。リヨンの総施し会は一六一四年まで存続し、やがてオピタル・ジェネラルに取って代わられる。

2. パリの大貧民局 *le Grand Bureau des Pauvres de Paris*⁽²⁰⁾

首都パリは豊かな富を蓄えており、貧民にとつては魅力的な都市と映じたのであろう、リヨンよりも遙かに多くの地方貧民を惹きつけた。貧民流入の波は弱まることはなく、時代を経るごとに大きくなっていった。とりわ

後半の二週間だけで一四千人を越えたという。[Paulire, p. 96]⁽²¹⁾ 当時からフランスでは民の移動を制限する法と慣

(19) この一種の「私兵」は「ならず者狩り隊 *chasse-coquins*」と称し、物資配給所の秩序維持だけではなく、路上などで物乞いする者を逮捕することも任務とした。捕えられた乞食は、強制的に街のドブ浚いや道路掃除などに従事させられるか、市の城砦にある塔、あるいは大司教座の塔に閉じ込められた。[Gutton, 1971, p. 282] ここで、後述のパリのオピタル・ジェネラルの原型が見えている。

また、ハンセン病者は中世まで迫害されつつも、一定の条件下で、「移動し物乞いする自由」をもっていた。その条件とは、教会・修道院・市場など公共の場所へは立ち入らないこと、身体や持ち物を小川や泉で洗わないこと、子どもに触れたり物をあげないこと、他人と話すときは風下に立つこと、橋を渡るときは手袋をして欄干に触ること、などである。「フランクラン、p. 110: 岡田晴恵、p. 20」これらの約束事を守り、それと判る恰好をすれば一身体を包むガウンのごとき長衣を着て、ガラガラやカスターネット、あるいは角笛など音の出るものを携行すれば、外の世界にも出られたのである。だがリヨンで総施しが始まると、僅かにもついていた「移動と物乞いの自由」は当局に奪われることになった。彼らはこれに激しく抵抗したが、総施し当局は、彼らに週当たり六スーを与える代わりに、物乞いを禁止する裁定を下したのである。一七世紀には、物乞いするハンセン病者はリヨンから姿を消したという。

ただ興味深いのは、総施し会は聖地巡礼者と共に癩病者の巡礼者には幾分寛容で、とある修道院でパンと路銀の施し (*pasade*) を与えたという。癩病は「サン・ジャンの病 *mal Saint-Jean*」と俗称されていたが、この病者は、病を治そうとその聖地サン・ジャンを大勢訪れたという。ここには伝統的なオピタルの精神が継承されていたとも云える。

習はなかつたために、王権、高等法院、都市当局の三者は、流入する貧民にてこずり、抑圧と救済の両面作戦を数世紀にわたつて蜿蜒と続けることになる。統治の側の出した各種の王令、高等法院の裁定・裁決は「掃いて捨てる」程に多く、この種の施策が奏功しなかつたことを示している。とはいえ、その同工異曲の王令にも、貧民の処遇に関して力点の変化が生じているのも事実である。

パリでも、流入貧民の処遇が本格的に論議されるようになる契機は疫病であつた。一五一〇年には百日咳が、一九年と二二年にはペストが流行り貧民らに多くの犠牲を払わせた。例えば、二二年のペスト流行では、レ・アル（中央市場）近くのプティ・シャン街区の荷運び人夫七七八〇〇人が感染し、あらかた亡くなる程の被害だつた。〔ゲメレク、p. 182〕

疫病、貧民、病院などを管轄する権限を持つパリ高等法院は、疫病を撒き散らすとの懸念から、すべての流民に、パリから三日以内に退去するように命じ、違反者は逮捕し強制労働を課すと脅したが、大した効果はなかつた。二五年には、高等法院、会計法院、商人頭とパリ市行政官の間で断続的に貧民問題が論議され、さまざま懸念が表明された。貧民に救済物資を配給したり、労働可能な乞食らに公共的仕事を与えたりすれば、却つて地方からの貧民をパリに惹きつけはしまいか、給付や仕事にありつけない者は叛乱を起こしはしないか、など懸念は尽きなかつた。⁽²²⁾ パリの統治権力もリヨンと同様に、究極的には、疫病蔓延と民衆暴動を深刻に憂慮していたのである。これが十年後の高等法院の嚴罰主義とも云える裁定に繋がつた。一五三五年に高等法院は、浮浪する民に對し、次の如き裁定をくだした。

- (一) パリ生まれか、或いは二年間在在している健康な乞食は、貧民リストから抹消され公共的仕事に就くこ

と、違反者は絞首刑に処す。

(二) パリ生まれでなく、或いは二年間在住していない健康な乞食は、三日以内に退去すべし。違反者は絞首刑に処す。

(三) 病人または身体障害者を偽装した乞食は、刑罰と追放の処罰を受ける。

(四) すべての住民はどんな場合でも路上や教会で施しをしてはならない。違反者は然るべき謝罪義務が課せら

(20) Grand Bureau des Pauvres の訳語について、林信明氏は「救貧事務所」と訳出し「林信明、p.13」、『パリ歴史事典』

では「貧民救済委員会」【フィエロ、p.62】、高澤紀恵氏は「貧民局」【高澤紀恵、p.176】、ゲメレクの訳書では「救貧局」【ゲメレク、p.188】と訳出されているが、本稿では原語に忠実に「大貧民局」とした。ところで高澤紀恵氏は、貧民局の管轄が都市社団の手に委ねられ、「その執行部は一六の街区に置かれたのであった。」「高澤紀恵、p.176」と述べるのだが、「執行部」が何を指すのか不明であり、また救貧事業が教区ではなく、「街区」単位でなされたとの記述も疑問である。(後述)

(21) 翌一五九六年一月にはパリの街路には貧民が溢れ列をなしていた。「その多さは通り抜けることができな程だ。

彼らは、金持ちの館で連日催される宴の間中、空腹の声を張り上げていた。」[Pauline, p.96] 貧民は富裕層の「おこぼれ」に与ろうとしていたのである。

(22) これは一六世紀末のことだが、ペスト流行によりパリの商工業活動は完全に停止し、職人たちは仕事を失った。彼らは街の通りで「九柱戯」というポーリング遊びに興じたという。だが彼らの身体は空腹と困窮でやせ細り衰弱していたという。ペスト流行が民衆の困窮を招き、叛乱を惹き起こす事例はフランスの至る所で見られた。詳しくは次の文献を参照せよ。[Lucenet, pp.140-148]

れる。⁽²³⁾

違反者に絞首刑という最も厳しい処罰を課そうとしたところに、この問題の深刻さが滲み出ている。それはともかく、高等法院のこの裁定に従い、パリ市は右記(一)の該当者に公共的仕事を留意しなければならなかった。それが「公的作業所 Ateliers Publics」の設置である。だが、公的作業所がどのように運営されたのかは、いま一つはつきりしない。残存する王令や高等法院裁定を検討した史家ポールトルによれば、右記(一)の貧民にパリ市が与えた「公的作業」は、城塞の構築・修繕、下水溝のドブ浚い、その汚泥の搬出であり、報酬も支払われたようである。⁽²⁴⁾だがパリの公的作業所は常時開かれていたのではなく、臨時的措置だったらしい。パリ市にはこれを常設し、身体健全な乞食に仕事を与え続けるだけの財力がなかった。その財源は「城塞奉納金 deniers des fortifications」だと思われるが、これはその名の示す通り市民からの献金だった。

一五八六年五月に国王アンリ三世は、パリ市当局に書状を認め、「街に健康でいつでも働ける貧民が溢れ、何もせずにいる。彼らは仕事先が見つからないと言いつつ物乞いをしてるので、これらの者を雇い、働かせる公的作業所を開設しなければならないだろう。」と述べている。その直後、王令を発し市当局に五〇〇人の貧民を公的作業所で雇い、食事を与えるように命じた。ところが、市当局は城塞献納金が不十分でとも五〇〇人を雇用できないと回答したので、国王は修道院や宗教共同体に対し、通常は修道院などの門前で配っている小麦、ぶどう酒、その他の食糧を市に寄付するように依頼した。だが結局は資金不足で翌年に城塞修復工事は中断したとこう。⁽²⁵⁾ [Paulne, p. 88] このように財政的裏付けを欠いた公的作業所だったが、ともかくも断続的にオピタル・

ジェネラルの創設までは存続したようである。結論的に云うなら、公権力による失業対策的労働雇用は、フランスでは上手いかなかった。二月革命後の「国立作業所 Ateliers Nationaux」も、管理の杜撰さや不正行為などのため数カ月で破綻するのである。

公的作業所の開設と並んで、パリ市民のなかで己の労働では生活の資を稼げない人々、病弱な高齢者、心身障
 碍者、不幸な子どもたちについては、パリでも「総施し」を行う必要が唱えられ実現した。パリではこれを「大
 貧民局」と呼ぶが、一五四四年一月、フランソワ一世は王令を出して、それまで「貧民共同体」を統轄してい
 た高等法院から、その権限を都市当局に全面的に委譲することを宣した。教区を単位とする在宅救貧事業は、伝
 統的にキリスト教諸団体が担ってきたものだが、これが高等法院の手を経て、いまや都市参事会に委ねられ
 となった。巨視的に見れば、「慈善 *charité* と治安 *police*」など市民生活に関わる行政が、都市機構に委ねられ
 る一大転機であった。限定的に見ても、教会権力だけでは都市の貧困問題が解決できないことを、王権が認識し

(23) 「ゲメレク、p. 208」引用に当っては一部削除、改変した。

(24) ボールトルのこの部分の叙述は散漫で、次々と出された王令や高等法院裁定を長々と直接引用するだけで、「公的
 作業所」の実態が見えてこない。また、労働には報酬も支払われたらしいが、流民にも払われたかどうかは明瞭では
 ない。例えば、一五六七年のある資料に基づいて、「公的作業所で働いた流民 *vagabonds* には賃銀は支払われず、食

べ物と衣服、暖房のある寝床が与えられ、労働可能な貧民には賃銀が支払われた。」と記した直後に、「各流民には一
 日の食糧分の二ソル四ドゥニエ (トゥルヌワ貨幣) が支払われた」と矛盾する内容を記している。[Paulre, p. 86]

(25) 資金不足を解決すべく国王は臨時の課税をパリ市参事会に要請したのだが、結局は実現しなかった。[Paulre, p. 89]

たことを明示している。⁽²⁶⁾

ところで、大貧民局がいつ創設されたのか正確には分らない。また、その活動もとくに一六世紀については不分明である。というのは、教区関係資料は七月革命時にパリ大司教館の火災により、また大貧民局と警視庁関係の資料はパリ・コンミュン時の火災でほとんど焼失してしまったからである。[Mauger, p. 47] それでも、史家カーアンは諸事情から判断して一五三〇年代初めの創設ではないか、と推測している。[Cahen, p. 41]⁽²⁷⁾

国王は当初、大貧民局に、パリにある各種慈善団体や病院、ホスピスを統轄させる意図であったが、これは各種団体、とくにオテル・デュ（神の館病院）の激しい反撥をうけて頓挫した。オテル・デュはヨーロッパ最古の病院であり、揺るぎない誇りと自律性をもっていたからである。そこで大貧民局の主力業務は右記の如く、市内在住の老齢者、心身障碍者、寡婦と保育に欠ける子どもたちへの在宅支援と、補助的に二つのオスピス・プティット・メゾンとトリニテーの経営に落ち着いた。その活動が活発だったのはオピタル・ジェネラルの創設までであり、一八世紀になるとその存在感は急速に失われてゆく。

大貧民局は三二名の評議員から成る評議会により管理運営された。評議員の半数は高等法院の評定官や弁護士らの「名誉評議員」であり、半数は教区選出の名士たちであった。評議会は週二回、月曜日と木曜日の午後二時に、グレーヴ広場にあるオスピス・サン・テスプリ内で開かれ、救貧税の徴収に関わる異議申し立て、生前遺言による寄付の受け入れ、困窮者の入所許諾、巡礼者や貧民旅人への路銀支給などの案件や、事務局員の選任などの議題を論議した。[Parturier, p. 84; Cahen, p. 281]

実務はその下に置かれた事務局が担っていた。それを構成するのは市参事官や教区選出の大商人などブルジョ

ワ、王の役人などであった。事務局は週二回会議を開いて、申請貧民が資格要件を満たしているかなどを丁寧に調査するのだが、その手足となつて働くのが、各教区に配置された「貧民監察員 *commissaires des pauvres*」であった。

貧民監察員は、教会堂管理者 *marguilliers* など富裕な市民から選出され、申請本人やその隣人から聞き取り調査し、救済金の支給に携わつたが、もつとも苦勞したのは救貧税の徴収であった。これは後述するように「半ば強制的な献金」だったので順調に徴収できなかったようである。貧民監察員はこのように重い職務をこなしてい

(26) アンリ二世は、一五六六年ムーランの王令で、救貧行政を各市町村の義務とすべきことを命じた。その第七三条には、「乞食が施しを求めてさまい歩くことのないよう、各市町村は貧民に食糧を与えよ。」と定めた。[Rivière, p. 7]

(27) 病院史家のヴァルリイ・ラドは、フランソワ一世がこの王令を発した一五四四年を創設年だと記している。[Valley-Rador, p. 20] 別の史家は「アンリ二世が一五五一年の王令でその設置を命じた」と述べている。[Garnot, p. 539] とところで「慈善の世俗化」について補説すれば、これに先立つ一五〇五年五月の高等法院の裁定により、オテル・デュの管理と運営が教区聖堂会議 *chapitre* とその参事会会員 *chanonnes* の手から、パリ市の名士たちからなる委員会に移ったことも注目に値する。

ところで、一八世紀の大貧民局については、パリ高等法院主席検事を務めたジョリ・ド・フリユリ一族、Guillaume François Joly de Fleury (1717-46) ʼその子息 Guillaume François Louis Joly de Fleury (1746-75) ʼその甥の Guillaume François Omer Joly de Fleury (1775-89) が記した私的文書により、いくぶん判明する。これらの資料は国立図書館に保存されている。

たが報酬は安く、一八世紀にはなり手になる者がいなくなり人選は難儀したという。⁽²⁸⁾

さて救貧活動は、概ねつぎのような手続きを踏んで受給者が選ばれ、救済金が支給された。まず、救済を望む者が書面または口頭で教区の監察員が本部に申請する。これをうけて本部付属の外科医兼理髪師 *barber* が、身体障碍の程度を見る。労働可能かどうかが判断基準だからである。労働不能と見られた者は、次に貧民監察員のチェックを受ける。本人の住所、健康状態、家族の扶養、生活状態などが調査される。受給の「絶対要件」はパリ生まれか、パリに三年以上在住していることだった。ここでも出生地主義、属地主義が貫徹し、余所者貧民は排除されたのである。次に大事な要件はカトリック教徒として「より良き生活習慣」を実践していることの証明であった。つまり常日頃教会で告解し、祝祭日にはミサに参加し説教を聴いているかなどを、教区司祭により証明してもらいこれを提出する必要があった。「自由思想家 *libertin*」や「離教者 *disident*」は排除されたのである。^[Cahen, p. 26] 運営は世俗化されたが、精神は依然カトリックが維持されていた。

他の条件は必ずしも明示的ではなく、運用のなかで考慮され実施されたようだ。一つは年齢条項であり、六〇歳以上の高齢者で、病弱または身体に障碍をもつ者が優先された。⁽²⁹⁾ もう一つは、いわゆる「隠れ貧民」で、没落した貴族や事業に失敗した親方や商人に、特別な「配慮」がなされた。一八世紀には都市に近代工業が勃興し、没落する親方層がでたせいか、親方への配慮が目立つようになる。但しそれ以下の通い職人や徒弟、日雇労働者 *agene-dentaires* は救済の対象から除外されたのである。^[Bloch, p. 132] それゆえ、当初は身体障碍や病気で労働不能な者やその家族を救済するこの制度が、時代を経るにしたがって、特定の社会層の救済に傾くようになったと云える。

それはともかく、受給者は貧民台帳に登録され、毎週決められた日時に、教区の決められた場所で、大人八スー、子ども五スーを超えない額の救援金を受け取った。必ず本人が出頭して受け取ることが義務であり、代理受領はできなかった。面白いことには、これが公衆の面前で、係員立会いの下でなされたことである。[Parturier, p. 108] 市民の醸出したカネが、適切に配分されていることを、世の中に示す必要からだと思われる。だが、受給者にとってみれば、かなりの屈辱感を味わうことでもあったろう。また、彼らが決められた服の着用を義務付けられたのも、屈辱的ではなかったかと思う。すなわち、「G・B」の印と、「赤と黄の布地の十字架」のついた服、男は「プルポワン pourpoint」という胴衣、女は「ブラウス Brassière」を着用する義務である。つまり、外見から受給貧民と分らせる当局の意図がそこにはあった。[Bloch, 132] [Calen, p. 27]

受給者はさらに自由を制限された。監察員の許可なく教区外に出ることも禁じられたし、特別に許された休暇 *congé* でなければ、三週間以上留守にすることもできなかった。加えて、物乞い禁止は勿論だが、キリスト教徒

(28) 貧民監察員は、クリスマスに開かれる、司祭、教会堂管理人、地元の名士らの会議で選出されるのが慣例となっていた。地元の名士のヴォランティア的仕事だったと思われる。ところが後にはなり手がなく、選ばれても断る者がいたので、断る者には五〇〇リヴルもの罰金が課せられ、さらに、二度、三度断るとその家に守衛が張り付いたという。[Bloch, p. 131] 財源が払底していたの時には、監察員自らが献金することもあったという。[Calen, p. 64]

(29) カーアンはもっと高齢者、六五歳ないし七〇歳以上でないと受給資格がないと云うが、これは恐らく一八世紀以降のことであろう。[Calen, p. 27] 虚偽の申請をして不正受給する者がかんりの数いたらしい。その手口は、外科医を抱き込んで身体障碍ありと偽るとか、旅籠経営者 *logeur* に頼んで在住年限を偽るなどである。[Pautre, p. 78]

としてのモラルや戒律の厳守を強く求められた。さらに本人が死亡した時には、その財産はすべて大貧民局に帰属することになっていった。[Cahen, p. 27]

救援金の額は、前述のように一七世紀は週当たり大人八スー、子ども三スーで、一八世紀に大人が一〇スーに引き上げられたが、生計費、とくにパン価格がどの程度なのか不明なのでその重みが判らない。しかし如何に少額であっても、財産を持たない労働不能の人々には救援金は命綱であったろう。その受給者がどのくらいか、一六世紀については全く不明であるが、カーアンによれば一七世紀末には凡そ二千名、一七一七年には一一八一名、三八年には一四〇〇名いたという。[Cahen, p. 20]⁽³⁰⁾

大貧民局はその財源を、他の多くの中間団体と同じく、市民とくに富裕層からの寄付金に求めた。市内各所に献金箱を設けたり、献金箱をもった女性を要所に立たせたり、「祝福のパン」もって定められた所を巡回させて義援金を募った。⁽³¹⁾ また高等法院は、司祭や公証人に働きかけて、遺言者が大貧民局に寄付をするように仕向けたが、寄付は思うように集まらなかった。そこでフランソワ一世は一五三五年に、パリの住民に、貧民の食費と困窮緩和のために、総額一二千リーヴルを課税するとの王令を発した。これは一時的な措置だったが、大貧民局創設後の一六世紀半ば頃には、高等法院の裁定を経て恒久的な税金となった。これが救貧税の嚆矢である。⁽³²⁾

救貧税はリヨンのそれと同じく、当初は住民の自発的な喜捨・醸出であった。各自が醸出できる額を貧民監察員に申告し、これを集計した事務局が醸出者名簿 *registre* をつくり、これに基づいて教会堂管理者により選ばれた人望ある住民二人が、毎週教区を歩いて、「蓋なしコップに」集金するという仕組みであった。パリの救貧税はこのように「自由意志による醸出 *cotisation volontaire*」だったから醸出額も小さく、徴収も難儀したようであ

る。申請した額を払うのを拒む者が相次ぎ、集金係となったブルジョワは気乗りせず代理を立てて、カネを払ってその仕事を請け負わせた。すると代理集金人が着服する例が跡を絶たなかったという。³³⁾

そこで、いつの頃は特定できないが、一八世紀にはすべての住民が、その身分や家屋の規模に応じて納税の義務を負う制度に変わった。但し、例外的に家内奉公人と教区司祭の証明書がある貧民は免除された。例えば、高位高官は年額二〇〇〜五〇リール、訴願審査官・総徴税請負人・司教は一〇リール、高等法院評定官・司

(30) カーアンは、一七三二年の各教区の登録貧民数と支給総額を、そして三〇年から三三年の期間における各教区の支給額の推移を分析し、「バリのなかで困窮 *misere* がどのように進行しているかは云えないが、不幸な人々が不均等な仕方で増えていることは分る。」と結論付けている。^[Cahen, p. 21, 26]しかし、当時の各教区人口が不明では、貧困の蔓延を正確には評価できないと思う。ちなみに、バリの人口は一六八〇年には約五〇万人、一七〇九〜一九年は五十一万人、五二〜六二年は五七六千人^[Tierno, p. 278]だから、右の受給者数をバリ人口と比定すれば、一七世紀末は〇・四%、一七世紀初めは〇・二三%、半ばは〇・二四%となる。この資料だけからはカーアンの結論が妥当であるとは云えない。

(31) だがこうした行為はバリ大司教の逆鱗に触れたようで、度々妨害にあったという。^[Cahen, p. 63]

(32) 「救貧税 *taxe des pauvres*」施行の年は、大貧民局の創設年同様はつきりしない。右の一五四三年か、アンリ二世の王令発布の一五五一年か、あるいはヴァルリイ・ラドの云う高等法院の裁定がで一五七四年^[Vallery-Radot, p. 21]か、特定はできない。

(33) 集金には教会堂管理者が監視役として付くのだが、着服横領は止まず、半分くらいが集金人の懐に収まったという。^[Panturier, p. 98]

祭・軍の中佐クラスが五リーヴル四スー、名士クラスのブルジョワ・ワイン商人・弁護士・建築家・船長などは五二スー、医師・商人二六スー、職人一三スーなどである。[Cahen, p. 67]⁽³⁴⁾ しかし、これには市民が強く反撥し抗議の声をあげた。支払いを拒否するものが後を絶たず、徴税担当者はしばしば侮辱された。事務局は対抗手段として、納税拒否者の名前をその門前に張り出し、裁判に訴えた。このような強硬手段を以てしても税収は先細りし、一八世紀半ば頃には四五千リーヴル程度だった。[Cahen, p. 71]⁽³⁵⁾

他に、大貧民局は独自の財産として家屋四二棟を保有し、その家賃収入年間二万リーヴルを得ていたし、また各種有価証券 *rentes* の利子収入が一万リーヴル程度あった。[Cahen, p. 65] 支出の内訳は資料が焼失したので不明だが、断片的に分る一八世紀半ば頃では、最も大きいのは食料の購入費—これは後述の二つのオスピスに関わる—、次に救済金、建物の保全と修復費、聖職者たちなどの人件費である。[Cahen, p. 62]

次に大貧民局付属の二つのオスピスについて一瞥を加えておこう。プティット・メゾン *Les Petites Maisons* (「小さな家々」) は、城外区サン・ジェルマンにあつた旧癩病院が転用されて、点在する小さな館それぞれに、高齢者、白癩患者 *leigneux*、梅毒患者、そして精神病者が入所していた。前述したようにハンセン病は一六世紀になると西欧から急速に姿を消したのである。

高齢者は身体虚弱で自ら生活の資を稼げない者という入所条件ではあつたが、介護スタッフが手薄なので、本人とその家族が、一週間分の食糧を渡され、自分たちで食事の世話をしなければならなかつたという。[Cahen, p. 41] [Parturier, p. 115] 表向きは条件とは違つて、実態はある程度裕福なブルジョワや商人・親方、あるいはその寡婦や娘が入つていた。しかも、それまで大貧民局に献金実績がある人々が、年老いて困窮したか病弱になつ

た時にお世話になる慣行ができていた。⁽³⁶⁾

梅毒など性病患者には軍人と民間人の双方が入所していた。軍人にはフランス人だけでなくスイス人傭兵らもいたが、割引料金で入院しており、一般人はかなりの高額入院料を払っていたという。彼らがどんな治療を受けていたかは不明だが、スペイン産ワイン、蝋燭、蓬萊羊歯のシロップ―これが薬剤かも知れない―などの日用品を料金と引き換えに渡されたという。また、精神病者も三〇〇リーヴルの入院費を払って入っていた。病者の親あるいは親族が高等法院に申請すると、その検事とオスピスの理事が患者宅を訪問調査し、その報告書を検討した高等法院が判決を下し、王の封印状 *lettre de cachet* を受けて入院許可をだすという段取りだった。一八世紀半ばには六〇〜七〇人の精神病者が入所していた。[Cahen, p. 41]

プティット・メゾンの特徴は、厳しいカトリック信仰の実践を入所者に求めたことである。教区ミサへの出席が義務づけられ、院内でのスキャンダルはご法度だった。ここは半ば病院としても機能していたように、医務室が設置されかなり充実していた。一七一四年にはベッド八二床、看護に当る「慈善シスター *sœurs de charité*」が

(34) パルチュリエに拠って付記すれば、職人親方と市参事会会員は一〇リーヴル八スーであり、親方職が身分上高い位置を占めていたことが窺える。[Parurier, p. 101]

(35) パルチュリエは、税金は年間五万〜六万リーヴル程度だったという。但しいつの時点かは不明である。[Parurier, p. 101]

(36) 入所はかなり制限的で、日雇労働者、馭者、家内奉公人は選ばないようにとの但し書きがあるという。[Cahen, p. 43]

二四年には一八人、四一年には二二人もいた。彼女らは敬虔な修道女であり、聖職者や婦長の權威しか認めないので、世俗の医師や理事としばしば衝突したという。医師の指示に逆らって患者の治療をするとか、患者が亡くなったときに、その衣服や所持品を勝手に処分して金銭に替えるなどをしたようで、事務局と悶着を起こしたのである。[Cahen, p. 47] これは後述するサルベトリエール館における一七四九年事件と同じ構図であり、世俗の理事と現場の聖職者たちとの確執であった。

もう一つがトリニテ・オスピス hospice de la Trinité である。これはフィリップ二世（尊厳王）の治世に、サン・ドニ通りに建てられた旅人や巡礼者の宿泊所であったものが、一六世紀に、親が育児放棄し路上に捨てた子どもたちを收容する孤児院となった。[Valley-Rador, p. 21] 高等法院は一五三五年に、これらの孤児たちに、青い制服を着用させ——このためこの子どもらは「青い子ども *enfants bleus*」と呼称された——、聖務日課に基づいて躰け、一定の年齢に達したら職人の許に徒弟に出すように命じた。⁽³⁷⁾ だがこの施策はうまくゆかなかった。徒弟に出された少年らの三分の二は、徒弟期間満了まで辛抱できずに親方の許を出て、路上での物乞い生活に戻ったという。[Parturier, p. 119] そこでオスピスはアンリ二世の許可を得て、建物内に作業所を造り自前で職業訓練を施し、手職をつけさせることにした。職業訓練の成果物を販売しようとしたことは、街のギルド親方との間に軋轢をうんだが⁽³⁸⁾、このオスピスは革命まで存続し、それなりの成果を挙げた。

パリ大貧民局の性格をどう捉えたらよいか。一六世紀半ば頃の創設当初は、ペストを市内に運び入れる物乞いを阻むことが主たる目的で、救貧は付随的であった。本稿ではカーアンの研究に従って、大貧民局の主たる業務は在宅救貧と見なしたが、前述した「公的作業所」を含めた救貧事業と考えるほうが、合理的かもしれない。そ

れはともかく、オピタル・ジェネラルが創設されると、大貧民局の役割低下は否めず、在宅救貧の事業も職人親方など「隠れ貧民」に限定する傾きを強めていく。大革命で途絶えたこの伝統は、しかし一九世紀には「福祉事務局 Bureau de Bienfaisance」に継承される⁽³⁹⁾。

第一章 オピタル・ジェネラル創設

1. 食糧危機

一七世紀は「全般的危機の世紀」と云われるが、それは相次ぐ対外戦争と内乱などの人為的要因に加えて、前半まで居続けたペストなどの疫病、継続的に起こる気まぐれな天候による凶作と飢餓、加えて世紀前半から続く工業活動の不振と景気後退などの要因が複合的に作用して、民衆の食糧危機、人口危機が間断なく生じたからである。フランスは当時ヨーロッパで最も肥沃な国土と最大の人口をもつ豊かな国と云われていたが、内実はイ

(37) オスピスが子どもを引き取る時点で、法的には親は子どもに対する一切の権利を放棄することになった。親権の放棄 *déchéance paternelle* である。

(38) クラフト・ギルド親方の抗議をうけたオスピスは、ギルド製品と競合しないもの、例えば産着、鎖帷子、金や絹の織物や緞子、ピンや釘、靴下、額縁などを製造したという。職業訓練のためもあり、一七世紀には受け入れ人数を少
年一〇〇人、少女三〇人程度に限定した。[Parturier, p. 123; Cahen, p. 52]

(39) 大貧民局は革命によって一旦は廃止されるが、その在宅救済の思想は一九世紀初頭に「福祉事務局」という名称で継承される。次の論文を参照せよ。[大森弘喜、2009]

マージュとかけ離れたものだった。

一七世紀フランスは、ヨーロッパ列強と覇権をめぐる熾烈な争いにのめりこんだ。リシユリユの時代とルイ一四世の治世の九一年間のうち、実に三分の二はどこかと戦火を交えていた。また国内では地方の貴族の叛乱やプロテスタントの叛乱、さらに後述の民衆叛乱が度々起きて、文字通り内憂外患の状態にあったが、それは国土の荒廃と人心の疲弊を招いた。対外戦争の戦費調達のため、王政は官職売買を大々的に行ったが焼け石に水であり、財源確保の主な手段はラント *rente* (公債発行・長期借款)⁽⁴⁰⁾と、フィナンシエ⁽⁴¹⁾からの高利借り入れ、そして課税強化であった。伝統的な富の収奪者たる領主層と教会・聖職者に加えて、王権が、「それらの過度の収奪から納税者を守るため」と称してここに介入し、実際には農民に重い負担を課したのである。王税の負担は一六三〇～四八年の間に実に三倍にもなったと云われる。^[Briggs, p. 52] このため地方では都市でも農村でも反王税の叛乱が度々起こり、そのエイジェントたる徴税請負人への敵意が暴力となって現れた。徴税役人の多くは町の名士だったから、街に逃げ込んだ塩税吏の徴税役人を農民の軍隊が襲う事件も起きた。このとき城外区にすむ貧民もそれに加勢したと云う。^[Briggs, p. 117; 阿河雄一郎, p. 177]

戦争は重税をもたらしたばかりでなく、現実的な苦しみを農民に与えた。三十年戦争の戦場となったアルザスやロレーヌ地方では、「唾棄すべきこと *abominations*」つまり兵士による「農作物と家禽の掠奪 *marade*」と婦女暴行などが繰り返り返し起こった。兵士らは規律を欠き、また支給される食糧も貧弱で量も少なかったため、当然の如く掠奪を繰り返したのである。これは戦争や内乱時にはどこでも起きることだが、村人は軍隊が近くを通るとの報に接すると、門を閉め、時に村を捨てて逃げた。逆に農民が兵士らの蛮行へ仕返しをすることもあった。

[Lallemand, p. 142] [Briggs, p. 116] [Elmore, p. 7]

悪疫のペストはまだはびこっており、一六二六年にはブルゴーニュとロワール河溪谷一带に、二八年には南西部一帯に広がり、飢饉と重なって甚大な被害を及ぼした。さらに小さな流行のあと、四二年から五一年にかけてと六〇年から六五年にかけて流行し、このときも食糧危機と重なり住民を飢餓と死に追いやった。パリのペストは三六年ころまで断続的に流行していたので、オテル・デュは患者受け容れが限界に達し、新たに二つの病院を開設することにした。一六〇六年にはサニタ・サン・マルセル病院が、一六年にはサン・ルイ病院が開設された。⁽⁴²⁾ [Coveney, p. 27; Vial, p. 23]

一七世紀の天候不順は農業に深刻な打撃を断続的に与えた。激しい冬の寒さ、春の遅霜、大雨と洪水、初夏の

- (40) リシユリユーが逝去した一六四三年のラント残高は約三〇〇万リーヴル、ルイ一四世が親政を開始し、コルベールが権力の一翼を担う一六六一年のそれが五〇〇万リーヴル、ルイ一四世逝去の一七一五年は千万リーヴルに達した。ルイ一五世が即位する頃には借金総額は二〇億リーヴル、その利払いが年間一億リーヴルにも達していた。^[Briggs, p. 67, graph 6]

- (41) 「フィナンシエ financier」というのは、単に金融業者というのではなく、徴税請負から広く国家の財務行政をも担当する金融家の総称である。^[阿河雄二郎, p. 188; 林田伸一, 2016, p. 62]

- (42) 付言すれば、レンヌでもペストは流行し、一六〇九年にはペスト専用のラ・サンテ病院が新設された。レンヌの最後のペスト流行は一六四〇年で、その後は再発をみていない。^[藤田苑子, p. 168] ヨーロッパ最後の大流行である一七二〇年のマルセイユのペストについては以下を見よ。^[西迫大祐, pp. 56-83]

降雹などが周期的にフランスを襲い、一七世紀だけで「食糧不足 *dissime*」は二三回、「飢饉 *famine*」は一回を数えたと云われる。[Bondois, p. 54] とりわけ世紀末の一六九四年と一七〇九年の凶作に伴う大飢饉は、餓死者二百万を数えるほどの悲劇的結果をもたらした。「ベルセ、p. 13」本稿ではそれに次ぐ被害をもたらした一六六二年の食糧不足を瞥見しよう。

小麦の収穫不足は一六六一年にすでにフランス西部一帯（アンジュー・メーヌ・トゥレーヌ）に現れていたが、それが翌年にはロワール河以北の州と首都にも及んできた。六二年春のセーヌ河やロワール河の大洪水が状況をさらに悪化させた。というのは舟運による穀物輸送ができず、小麦価格が急騰したからである。オーヴェルニュからブルターニュまで中西部一帯の庶民の食糧不足はとくに深刻で、庶民は小麦パンの代わりに、飼料用の燕麦のパン、そら豆やレンズ豆入りのパン、それも無理なら干し草やキャベツの芯の部分などを食べた。⁴³

カルメル会修道女がパリの友人宛に送った手紙には、プロワの惨状が次の如く記されている。困窮は多くの貧民を産み、市内と城外区には凡そ三千人もの貧民がいる。街路には彼らのうめき声がこだましている。「パリからのパンはここでは一ミユイ当り二〇〇エキユもしており、それが毎日値上がりしている。田舎の貧民はまるで墓から掘りあげられた骸骨のようだ。（中略）街の貧民は豚のように少しの麩フスマを水につけて食べている。それでも食べられるだけ幸せだと感じている。ときには小川や泥の中で半分腐ったキャベツの茎を集めている。それを麩と一緒に煮て食べるという。」またその手紙には悲劇的事件も綴られている。ある貧しい男は慈悲深い農民に出会って夕食をご馳走になったが、何日も食べていなかったので胃も内臓も弱っていたせいも、食事のあと突然死んでしまった。また別の男は、餓死することに絶望して、パンをせがむ子どもをナイフで殺して、自ら

も死んだと云う。[Bondois, p. 70]

カーンでも事態は変わらない。この地の地方長官はコルベールに宛てた書簡で次の如く報告している。天候不順による凶作は三年來のもので困窮が極まっている。「この地の特産品たるリンゴ酒と小麦は不作で、被害軽微の農民ですらリンゴ酒の滓と一緒に饑^うえたパンを少ししか食べられない。その他の者は燕麥の粥やそばを食べて衰弱した命を繋いでいる。リンゴ酒の値段は、昔は一瓶三ソルでしかなかったが今や九ソル、小麦一束が三〇ソルだったのに四から五リーヴルで売られている。〈中略〉大量の貧民は、かつては貧困緩和に役立った慈善の余力まですっかり汲み尽くしてしまった。当局はもはや閉じ込めていた人々に食料を供給できないとして、オピタル・ジェネラルの扉をあげ放った。」[Bondois, p. 72]

パリでも民衆の困窮は極まった。商人頭や市参事会は、不作の程度がひどくない東部諸州や南西部諸州から小麦の緊急輸入を策したが、品薄になるのを心配した東部諸州の住民は供出を拒むなどしたため、必ずしも十分な確保ができなかった。また折からの洪水で、オランダやボルドーから海路ルーアンまで運ばれた小麦は、船でパリまで運ぶことができなかった。このためパリでは小麦不足が起き、小麦価格は一ステイエ当り二五リーヴルに

(43) オーヴェルニュの貧民はパンが得られないときは、安価な、そして「軽蔑された」栗の実などを常食していたという。一般にフランスの農民は味覚には保守的で、飢餓に直面しても新しいものは口にしなかった。その代表的な事例がコメで、政府や農業改良家らが飢饉に際してコメを勧めても、農民はこれを拒否した。彼らはコメを食べると病気に罹ると信じていた。この習性は根強く、大革命期にも貧民にコメを食べさせようとしたが、この試みは失敗したと

云々。 [Forest, p. 6]

も高騰した。庶民はもちろん金利生活者 *rentiers* ですら抗議するほどの物価高になった。尤も富裕層は食料事情の良い地方へさっさと脱出したのだが。[Bondois, p. 100]

各地から徴発され緊急輸入された小麦はルーヴルの倉庫に納められた後、一ステイエ当り二六リーヴルで、各家族の家長に売られた。つまり統治権力は食料の無料配布ではなく「市価」で、しかも住んでいる街区の巡邏の証明書持参という条件で、小麦を販売したのである。貧民は糶一つ分しか買えなかった。その日暮らしの者はそれすらできなかった。このため事態は一層悪化し、小麦価格は一ステイエ当り五〇リーヴル、パン価格は一リーヴル当り八ソルにも値上がりした。そこで六二年五月には政府はチュイルリーの傍にパン焼き竈^{カマド}を造り、パン職人を使役して大型パン *miches* を焼かせ、これを無料で配布することにした。これを求めて大勢のパリジャンが押しかけ、息もできない程の混雑になったという。[Bondois, p. 94] ところがこれにパン屋が反撥、パンを焼かずパンの供給を減らす挙に出た。政府は巡邏に持ち場のパン屋を訪問させ、パンを焼くように説得させたという。

政府やパリ高等法院は穀物の投機買い禁止、密貿易禁止、商人による穀物退蔵禁止、小麦の青田買いの禁止などを布告し、これを犯せば高額な罰金を課すとしたが、取り締まりの実働部隊を欠いたので効果はなかった。商人らは「寄ると触るとカネ儲けやパンのことしか話さなかった。」[Bondois, p. 108] 商人の「飽くことを知らぬ貪欲さ *avidité insatiable*」と政府の無策が、飢饉を悪化させる一因だったと云える。

政府高官や高等法院が小田原評定をするばかりで、実効力ある飢饉対策を打ち出せずにいたとき、パリや地方で貧民救済に尽力したのはカトリック教徒たちであった。一つはサン・サクルマン信心会 *Compagnie de Saint-*

Sacrament である。この信心会は一六六〇年に、その秘密結社的性格に危険を覚えたマザランにより解散を命じられていたが、まだ命脈を保っていたようである。この信心会は正規のメンバーに女性を認めなかったが、信心深い婦人に影響を与え、貧民の救済活動を促していた。(後述) もう一つは、ヴァンサン・ド・ポールが創設した慈善団体に集う婦人たちであった。かれは貧民とくに捨子救済に尽力した、この時代最も影響力のある宗教家・慈善家であり、幾つもの慈善団体を領導し、オピタル・ジェネラル創設にも関与したのである。(後述) パリでとくに貧民が避難したのはサン・チユスターシユ教区とサン・ローラン教区で、それぞれ一六千人、二千人を数えたというが、これらの貧民に前記のカトリックの婦人たちがパンを配ったのである。[Boudois, pp. 68-

95]

食糧不足は、小麦の収穫が始まる六、二年七月末には需給の逼迫状況が幾分緩和されて、解消に向かった。この度の飢饉でどれ程の住民が飢え死にしたのかは、調査資料がないので不明である。ところで、右に記したように数年おきに起こる食糧不足と十年おきに起こる飢饉は一体どこに原因が潜んでいるのだろうか。この時代の農民はなぜかくも脆弱であったのか。それには幾つかの要因が複合的に影響していると考えられるが、私は主要因をふたつ挙げたい。

一つは、フランス農業の低い生産性である。イングランドでこの頃起きていた農業革命がフランスでは起こらず、中世以来の伝統的三圃制が綿々と続けられていた。イングランドのいわゆるジェントルマン農業家は、ターニップなど飼料用作物を導入し、大家畜の飼育を増やし、また灌漑・土壌改良、農具改良に熱心に取り組み、囲い込み運動を展開して開放耕地制の弊害を取り除いた。こうして統合された広大な農地でノーフォーク・システ

ムが展開し、穀物生産量が飛躍的に増大したのである。ところがフランスの大地主たる領主や都市ブルジョワは、農業経営にはほとんど関心が無く、農法や農業技術の改良など夢想だにできなかった。とはいえ富が大地から生まれることは熟知していたから、凶作・飢饉・戦乱・自然災害などで農民が経営に行き詰まると、これに高利で資金を貸し付け、その返済が滞るとそのカタに農地を取り上げたのである。つまり農民の窮乏化と対照的に、大商人など都市ブルジョワ・政府高官・新貴族による土地の集積とその小作貸付が進んだのである。北部一帯にはこうして大借地農が生まれ、中部・西部一帯には分益小作が増えてゆくのである。「服部春彦、p. 40」

これら不在地主の主たる関心は現物であれ貨幣であれ、出来るだけ多額の地代を搾り取り、その富で贅沢な都会生活をするか、官職を買い取って権力の末端に連なるかであった。⁽⁴⁴⁾ 農業への低い関心は王権も同断で、コルベールは農業がどういったものかを知らず、またその重要性も認めていなかった⁽⁴⁵⁾ので農業振興策を採らず、専ら輸出競争力が見込める奢侈品工業を奨励したのである。このためフランスの穀物生産量は一七世紀を通じて著しく停滞的であった。

飢饉が頻発した第二の要因は、農民に蓄えが殆んどなく、ちよつとした不作でも持ちこたえられなかったからである。グベールによれば、農民の大部分は自己の経営する農地だけでは家族を養うに充分ではなく、富農の家内奉公人や日雇農、あるいは富農が営む工房での機織り仕事で得られる稼ぎで、食料やパンを購入していた。

[Goubert, 1970, p. 41] だから一七世紀後半の不況で繊維工業が不振に陥ると、そこに賃仕事をしていた下層農民が生活苦に陥ったのである。

一口に農民といっても決して一様ではなく、一握りの自営農民 *labouneus* とフランス北部やパリ周辺の大規模

借地農は比較的豊かであったが、農民の圧倒的部分を占める自小作小農、分益小作農、日雇農、農業労働者は、右のような貧しい状態にあった。彼らは、毎日決まった時刻にきちんとした食事を摂れなかったと云われる。食事も事欠くありさまでは食料や金銭の貯えがあるはずもなかった。農民窮状の淵源は云うまでもなく領主制であった。この制度の下で農民は領主へ貢租、地代、さまざまな使用税（パン焼き竈税・粉挽税など）や相続税^{アングレシエ}を、教会・聖職者には十分の一税を、絶対王政国家には王税を納めていた。その負担合計は粗生産の凡そ三〇〜四〇％に相当したと云う。[Coveney, p. 26] 絶対王政下のフランス農民層は、メティヴィエが云う如く、「粗食に耐え、強健で耐久力が強く、辛い労役にも耐える驃馬」の如き存在であったかも知れない。⁽⁴⁶⁾

(44) ルイ一四世の親政以降、地方の貴族層は農民の擁護者という役割を放棄して王権の権力装置の一部に取り込まれる傾向が強まったという。王権に執拗に敵対し、時おり反旗を翻す地方は、大体プロテスタンティズムが強いところであった。[Briggs, p. 122]

(45) 重商主義者コルベールは、オランダとの対抗を強く意識して国家主導で対外貿易を振興しようとし、商人の自由な商業活動を規制した。とはいえ、このデリジズムを支持したのはフィナンシエであり、「重商主義」の実践者であるはずの商人層には人気がなかった。[Briggs, p. 72] コルベールは商業振興による国内市場の形成にも関心が薄く、例えば穀物取引・流通の自由にも反対した。地方の穀物市場は分散孤立していた[Coveney, p. 26]というから、流通規制を緩和し、輸送の障碍―例えば街道要所の料金所などの廃止―を取り除けば、民衆の飢饉はだいぶ緩和されたと思われる。自由な穀物流通が論議されるのは一世紀のちのことである。

2. 貧民の生存の技法

慢性的飢餓状態におかれた民衆は、公的・私的慈善にすぎるだけでなく自ら生存手段を捜し求めた。イギリスの女性史家オルエン・ハフトンが、その著作『フランスの貧民』で唱えた、「メイクシフト・エコノミー」というコンセプトがそれに当る。メイクシフト *makeshift* というのは「一時の方便、やりくり算段、急場しのぎ」の意味だが、「メイクシフト・エコノミー」は、歴史の文脈ではもう少し長期的かつ戦略的意義づけがなされて、「民衆の困難を乗り切る方策」と解される⁽⁴⁷⁾。この生存の技法あるいは生存戦略として、フランスで遍く見られたのが、一つが出稼ぎ・行商であり、もう一つが物乞いであった。

出稼ぎ・行商

一般にフランス社会は定住性が高い *sedentaire* と云われているが、実際には民衆はかなりの頻度で一定の範囲を移動していたようである。パリの東、モー Meaux 近傍のある村について、一七世紀から一八世紀にかけての住民の移動を研究した論文によれば、この一世紀のあいだにメゾンセルという村では、人口の八五%が入れ替わった、各々の社会集団は独自の態様で村から村へと移住した、自小作農 *femier-laboueurs* は借地契約の更新時に経営地を変え、職人やその子どもたちは分蜂するかのよう付近の村々に移り住み、また季節による移動も頻繁に見られた、という。[Baulant, p. 117]

民衆の移動が禁止されていたイングランドと異なり、近世フランスでは民衆が故郷を離れて自由に移動することが遍く見られた。中世までの聖地巡礼や職人・徒弟の遍歴修業 *Tour de France* は絶え間ない戦乱で下火になっ

ていたが、それでも民衆は、稼ぎの良い仕事を求めて、あるいは飢えから逃れるために各地を移動した。ことに農村からは慢性的飢餓を何とか回避するために、日雇農や下男・従僕などの貧農層だけでなく、自小作農が故郷を離れて季節的出稼ぎに出た。小土地を保有している既婚農民の場合は、農作業が暇になる秋から翌年春までの単身出稼ぎが一般的であった。⁽⁴⁸⁾ その目的はもちろん何がしかの賃銀を稼ぐことであったが、同時に本人自身が家族のための食糧を減らさないという「口減らし」の意味も込められていた。⁽⁴⁹⁾ [Hutton, p. 73] 貧民の出稼ぎは決し

(46) メティヴィエは「自営農民、折半小作人、日雇労働者など（農民の）すべてが……社会の『驛馬』であった。」と云つ。[メティヴィエ、p. 92]

(47) *makeshift* に相当するフランス語は *expédient* であろうが、民衆の「生活苦を乗り切る方策」というなら、*resources* *d'appoint* がそれに当るように思われる。

(48) フランスにおける離農¹離村による人口の都市への移動は、イングランドよりかなり遅れて進行した。絶対王政期の一七〇〇年時において人口五万人以上の大都市は、パリ、リヨン、マルセイユ、トゥルーズ、ポルドー、ナント、トロワ、レンヌ、アンジェ、ルーアン、オルレアン、アミアン、リールなど一三都市しかない。但し、この時点のバリの人口は五十一万人と破格の大きさであり、パリに続くリヨン以下の六つの都市人口の合計三八万人よりも大きかった。⁽⁴⁸⁾ [Pinol, pp. 6-7]

(49) ビュイ・ド・ドーム県知事とオート・ピレネー県知事は、異口同音に次のように語っている。出稼ぎの価値は、農民の小保有地から労働者を外に連れ出し、彼自身の扶養を本人の稼ぎで賄えることにある。かれの出稼ぎで稼ぐものは余剰を生み出すほど多くはないのだ、と。[Hutton, p. 91]

て一攫千金の冒険譚というものではなく、出来るだけリスクを避けた、それ故「通いなれた道筋」を辿るものだった。

出稼ぎ移民の大きな給源は、フランス北西部と南西部・マツシフ・サントラル中央山岳一帯であった。傾向的に云えば、前者からの出稼ぎは概して短期的であり、後者は生活の糧を求めての長期の出稼ぎであった。[Hutton, p. 72] 代表的な中央山岳一帯からの出稼ぎを紹介しよう。⁽⁵⁰⁾最も有名なものは、オーヴェルニュの「水売り人」とリムーザン地方の「石工」であろう。

オーヴェルニュ南部サン・フルール近傍の農民や貧民は、主にパリに向向いて、水売りや薪炭商い・荷運び人足をした。パリの水売り人は「商業的給水泉」からの汲水を優先的に与えられていたから、これを桶に汲んで顧客の家まで運び、仕入れ値のほぼ五倍の値で売った。一つの桶は水一ヴォワ（二三リットル）が入るが、これを二つ天秤にかけて建物上階の宅まで運び上げるのは、肉体を消耗させる仕事だった。時には一日で三〇往復することもあったという。パリの水売り人は、革命前夜にはざっと二二〜一五千人いたと見られるが、その大部分はオーヴェルニュ人で、少数だがサヴォワ人もいた。[大森弘喜、2014, p. 340; メルシエ、上巻、p. 154]

中央山岳部の西方リムーザン地方の農民は、伝統的に「石工 *maçon*」としてパリ、リヨン、グルノーブルなどに向向いて建築現場で働いた。多くは、三月に故郷を離れ、クリスマスには故郷に戻るパターンであったが、一八世紀末には故郷に戻らず出稼ぎ先に定住するものが増えた。先に紹介したモーという町にも、リムーザン出身の石工が出稼ぎに来ていた。三月末に来て九月まで棟梁として建築仕事を請負い、その後代金を徴収して一月初めには故郷に戻っていったという。だが一八世紀末には、故郷に戻らず定住するものが出てきた。若い石工な

どは地元民と結婚してこの地に居つくものがいたという。[Baulant, p. 99]

オーヴェルニュの水売り人やリムーザンの石工たちが、同郷の親戚縁者のツテで仕事先や宿泊先を見つけるのは、最も確実で安全な方法であった。今日では「chan immigration」チャニン・イミグレーションと呼ばれる出稼ぎのパターンである。水売りはさほどではないが、石工はある程度の技能を備えた職人であり、成功したものが多い。

オーヴェルニュの村落からの出稼ぎで最も多いのは「木挽き」である。⁵¹⁾ 地方長官の報告によれば、東部フォレ山岳地帯からは毎年、秋の小麦の播種後、七〇〇人から八〇〇人の農民が北イタリアのピエモンテなどに、木挽き仕事を求めて出かけるという。[Gutton, 1973, p. 175] またオーヴェルニュの別の寒村（現ピュイ・ド・ドーム県）サン・ジャン・デ・ゾリエール St. Jean des Ollières は出稼ぎ村として有名だが、⁵²⁾ この主要な職種も木挽きである。この村は一八世紀半ば頃、二七〇世帯、大人一〇〇〇人、子ども八一〇人を擁する村だったが、農閑期に男たちは各地に出稼ぎに出た。⁵³⁾ 十月一日に男たち二〇〇人が、四、五人のグループでブルターニュの港町やブルゴーニュやシャンパーニュの河港へ、「木挽き職」として出稼ぎにゆく。港町へ出稼ぎに行くのは、木造船の

(50) やや時代は下るが、一九世紀初め中央山岳地帯の二つの県ピュイ・ド・ドーム県とクリューズ県だけで、「パスポートを持参している者」だけに限っても、それぞれ一五千人もの年間出稼ぎ者を数えた。[Huton, p. 81] またカンタール県からは同じ頃、八〜九千人の出稼ぎ者がいたと報告されている。[Poirineau, p. 9]

(51) イソワール近くの山村の少年らは、「民兵のくじ引き徴募」を逃れるために、「木挽きとして出かけた」と嘘の報告をしたという。徴募の調書には「木挽きのため出立 parti à la scie」と記入された。[Poirineau, p. 9] 木挽き出稼ぎが普及していたことを思わせる。

船材を「縦引き」するためであり、「樵」^{キコリ} 仕事をするためではない。⁽³³⁾そして九カ月後、小麦の収穫作業のために二週間だけ村に戻る。二週間の刈り入れ仕事を終えると、次はプロヴァンス地方へオリブの収穫に三週間ほど出稼ぎに行くという。

同じ村の別のグループは、木挽き組から一カ月後れて、十一月一日にベリー *Berry* 地方へ大麻の梳き作業に出かける。ベリー地方は船舶用ロープ造りが盛んなところだが、面白いのは男二〇〇人に交じって一四歳以下の少年一〇〇人も同道することである。出稼ぎ期間は晩秋から翌春の復活祭までの凡そ半年であるが、出先で仕事も十分に見つけられないときは、パリまで足を伸ばし、仕事を選ばずに稼ぐ。復活祭までは絶対に村に戻らない。なぜなら彼らを養うに足る食糧も仕事も故郷にはないからである。復活祭が終わわり、自分の僅かばかりの畑地の耕耘を終えると、今度はプロヴァンスに養蚕のための桑の葉摘みに出かける。この仕事は不規則なのだが初秋まで続ける。[Hufon, p. 85; Poitrineau, p. 16]

木挽きの出稼ぎはオーヴェルニュ人の適職の一つだったらしく、その給源は広く散在し、また人数も多かった。⁽⁵⁴⁾ 彼らは大概の出稼ぎ者がするように、路銀を節約するために、旅の途次物乞いをした。そこを取り締まりの騎馬警察隊に捕まり連行された。そうした木挽きの例を二つ紹介する。一七二四年にティエールのオピタルに入られた、この地生まれの木挽きは七〇歳、物乞いをしているところを捕捉されたが、かれは木靴のなかに八リールを隠していたという。それがかれの出稼ぎの成果だったのかもしれない。もう一人は、三六歳の男、下僕や日雇農をしていたが、以前カレーやダンケルクの造船所で、鋸の縦引き仕事をしていたので、今度はトゥーロンで同じ仕事をしようと考えて移動しているところを、密輸の疑いと、施しを拒んだ人を脅したとして、騎馬警

察隊に逮捕された。[Gutton, 1973, p. 181] 後者の木挽きは、その話を信じれば、フランス北部の港町まで約六〇 km を往復し、今度は南部の港町までさらに四〇〇 km を徒歩で移動しようとしたことになる。

中央山岳南部一帯のルエルギユ Rouergue (現アヴェイロン県の南西部) やジエヴォドワ Gévaudan (現ロゼール県南西部) の農民は、地中海沿岸地帯のぶどう栽培地帯に出稼ぎに⁽⁵⁵⁾でた。夏のぶどう摘み仕事には技能は不要で、しかも人海戦術なので、ルエルギユ人は妻子同伴で稼ぎに来ていた。ぶどう摘みが終わると妻子は故郷に戻るが、男は残つてぶどう園の掃除や雑務に従事し、晩秋から冬には剪定作業をする。これは技能を有する仕事なので誰にでもできる訳ではない。面白いのは、ルエルギユ人やジエヴォドワ人は、ぶどう園経営者と長期の雇用

(52) ハフトンはこの村の名前を St. Jean d'Ollières と記すが [Hutton, p. 82, p. 85]、これは誤りで、正確には本文の通りである。この村はクレルモン・フェランの南東部約三〇キロにあり、二〇世紀後半の人口は五〇二人である。

[Nomenclature, p. 309]

(53) ハフトンは「木挽き」を全て woodcutter と表記しているが、それは「樵、木版家」の意味であり、文脈から考えて適切とは思えない。確かにオーヴェルニュの木挽きも冬場、ブルゴーニュやシャンパーニュ辺りまで出かけて森林で樵の仕事をする者もいる。[Poirineau, p. 16] だが、海港や河港あるいは湖の港に出稼ぎする木挽きは、船材を「鋸で縦引き」をする木挽きである。フランス語の「sawyer de long」であり、英語で云うなら sawyer であろう。

(54) ポワトリノーの地図 2 には、オーヴェルニュ一帯に木挽き出稼ぎの村落が五カ所存在することを示している。

[Poirineau, p. 17]

(55) 地中海沿岸一帯のぶどう栽培地帯へは、この他にもピレネー高地や山麓の農民がかなり出稼ぎにきていた。

契約を交わし、さらに地方長官により旅程の途次、物乞いすることを黙認され、騎馬警察隊による逮捕を免れていたのである。[Hufon, p. 79] 出稼ぎとその途上での物乞いが慣習として定着していたことを窺わせる。

オーヴェルニュで特別な技能を持たない日雇農や農業労働者は、穀物の刈取り、林地の開墾・開拓（「ピオニエ pionnier」と呼ばれる）、炭焼き、大麻の梳き作業など農業関連の仕事に従事した。それもない時には、石工・石切、道路や堤防の土方仕事、石膏左官、屋根葺きなど建築・建設の下働きをした。またアリエ川沿いの川船頭らは、川を下ってオルレアンに向いて、船を曳航する仕事をした。

「煙突掃除人」の出稼ぎは、オーヴェルニュのなかでもティエール Thières やイソワール Issouire に多いのだが、親方の父と子どもが一組となつて旅をしながら煙突掃除をした。親方に男子がいなときは、適当な男子を見つけて、その親に前渡金を支払つて預かり、仕事を手伝わせた。一二月に村を出てほしい同じルートを巡つて春には故郷に戻るパターンで、旅の途次に物乞いをしたり、ティエールの産物、ピンや針を商つたという。煙突掃除はサヴォワ人も好んだので、出来るだけ競合しないように配慮したという。[Hufon, p. 83; Gutton, 1971, p. 156] 行商も庶民が苦境を乗り切る手段の一つだった。当時の人々は獲れた物、手造りした物など何でも売つて小金を稼いだ。森で集めた焚き木、ザリガニや鳥獣^{ジビエ}の肉^エを売る者、自分でこしらえた安手の焼き物や籠などを売る者、マーモットや鼬^{イタチ}などを「ネズミ捕り」として売る者がいた。少し頭のはたらく者は、街で雑貨類を買い込んでこれを田舎で売った。例えば、鍬、ナイフ、髭剃りなどの刃物類や金物類、編み物類などである。同じく小間物商は、人形、ハンカチ、「オーヌ尺」という物差し、白地のレース、櫛^{ヤスリ}、おろし金、籐製品などを持ち歩いてきた。だがその大半はガラクタ同然だったという。[Gutton, p. 1971, 148] 町で仕入れた物を田舎に売り歩

く行商の典型は古着商であり、いい商売になった。逆に下着など古着を地方で買い集めて、これをテイエールやアンペールの製紙業者に売る行商人もいた。

古本の行商も沢山いた。絵草子、旅行記の類、英雄・聖人の伝記、実用的な知識が書き込まれた暦（アルマナ *almanach*）、好色本が好まれた。文字が読めない村人らには、納屋などに泊めて貰う代わりに行商人が読んで聞かせることもあった。それを専業とするオーヴェルニュ人もいて、教区司祭が書き下ろした台本、多くは哀れを誘う身の上話を、村や町の比較的裕福そうな家の門口で語っては何がしかの謝礼を貰った。嘶のネタは他に、冒険、家事、家畜の疫病、盗み、あらゆる迫害と弾圧の事件など、多岐に亘ったという。彼らは単に娯楽を提供しただけではなく、外の世界を垣間見せてくれるインテリジェントだったと云えるかもしれない。こうした旅芸人を多く輩出したのはサヴォワ地方で、一五歳になるとオルガンやヴァイオリンなどの楽士や、手品師、熊などの珍しい動物の見世物師として、パリやリヨン、ノルマンディーなどを渡り歩いて稼いだという。その数は年間三千人にも昇ったという。[Hufon, p. 83]

オーヴェルニュ人はこれ程器用ではなかったが、この地方の職人的行商としては、「鍋釜販売・修理屋＝鋳掛屋 *chaudronnier, fondeurs d'étain*」を挙げることができる。これらはオーリヤック *Aurillac* の近傍に多い職種のだが、背中に道具や古い鍋釜をいれた大きな袋を背負って村々を巡り、古い鍋釜を売るだけでなく、穴の空いた鍋釜を溶かした錫などで塞ぐ修理をした。中には国内だけでなく遠くスペインにまで足を伸ばすものがいた。一八世紀後半にはオーリヤックの行商人のなかには、鍋釜販売だけでなく、マドリッドで商売を手がける者が現れた。彼らは仲間と現地に会社を立ちあげ、故郷からチーズや布地、金物類を馬や驢馬で運ばせ、首都で販売して

大きな利益を上げた。当然ながらこの出稼ぎ者らは、三、四年と現地に滞在し、故郷に戻っても農業に従事することはなかったという。[Poirineau, p. 30]

また一九世紀までその存在が確認された行商人は、「仕立て屋 *tailleur*」である。この地で生産される安手の毛織物 *druguet* の布地を持参して、街道沿いの村々で農民らに衣服を仕立てた。農民はこれを一生あるいは数世代に亘って大事に着用した。仕立て屋は騎馬警察隊につかまらないようにパスポートを持参していた。彼らは左程貧しくはなかったが、それでも「へそくり *pecule*」をつくるために、旅の途中では物乞いをしたという。

[Gutton, 1971, p. 153]

さて出稼ぎはどれほどの富を故郷にもたらしたか。勿論きちんとした調査も統計もないので、正確なところは分らないが、当時の行政官や聖職者などが記したところによれば、例えば、アンベール地区八千人の出稼ぎ者が一回の出稼ぎ *campagne* で稼いだ額は平均六〇フランでしかない。同じくイソワール地区四千人の平均は一〇〇フラン、リオンやティエール地区二四〇〇人のそれは一八〇フランである。また一九世紀初めオート・ロワール県知事の見積もりでは、ブリウード地区二二〇〇人の出稼ぎ者の稼ぎは平均一五〇フラン程度である。[Poirineau, p. 34] いずれも大した額ではない。だから出稼ぎ者を「小銭稼ぎ *gagne-petit*」と賤称するむきもあるのだが、とはいえ貧しい農民にとって、出稼ぎは欠くべからざる生存手段であったことに変わりはない。

物乞い

パリなど大都會にはかつては「生粋の乞食 *mendiants de race*」がいて、群れで物乞いをしては市民や農民に恐

怖を与え、実際に犯罪に手を染めていたので、治安の観点から官憲が取り締まりを強化し、一八世紀初めには姿を消した。⁽⁵⁶⁾ これら謂わば專業乞食や流民は「社会から疎外された者」であり、社会はその扱いに苦慮するのだが、この点については後段で考察する。本稿では「生存の技法」としての物乞いを見る。民衆がさまざまな事情から食うに困って他人からの施しを乞う、本来の物乞いである。後にスワソン乞食收容所の監督者となり、革命期の乞食問題委員会のメンバーにもなるモンリノは、次のような趣旨を記している。「さまざまな労働者、日雇

(56) これら「專業乞食」が住む所は「奇蹟の小路」と呼ばれ、フラン・ブルジョワ通りやモンマルトル通り、モルテルリ通りなどにあつた。どこも曲がりくねつた泥だらけの坂道の先にあつて、官憲も減多に足を踏み入れない、法も信仰もましてや「秘蹟」などを知らぬアウト・ローの世界だつた。ここに住む乞食は街に出て、巾着きりでカネを盗んだり、器量よしの娘らは身を売つて稼いだ。公衆から施しをせしめるために、さまざまな工夫をした。ある者は、「びっこ」や「いざり」、「めしい」を装い、ある者は傷痍兵士を装つて手足を震わせて施しを得た。手の込んだ偽装としては、よき商人だつたが戦争や火事などで財産を失つたと、「証明書」持参で、妻子連れで物乞いするものがあつた。「奇蹟」というのは、これらの偽装乞食は稼ぎを終えて「小路」に戻ると、ピンピンとした五体満足の身体に戻つたからである。[Sauval, pp. 507-517]

ある史家も同様の趣旨を述べている。この小路の住人は、夕方稼ぎから家に戻るとき、「麻痺患者は足のしびれをとるために、かすかに走り始め、手足に障碍のある者は、両手両足を動かし始めていた。病氣は一見して治つていた。翌朝出発のときは、各人が再び虚弱、障碍を取り戻していた。一日の稼ぎに出ている間、彼らは慈悲深い人々の信じ易な *crédulité* を嘲笑してゐた。」[Lecoq, p. 62]

農らは充分な賃銀を貰っていないのに、どうして蓄えができようか。彼らが働けなくなつて物乞いするのは、必要に迫られてするのであつて、怠惰な生活を享受するためではない」と。[Moninot, 1786, p. 34] 誠に正鵠を射た乞食観であるが、こうした見方は例外的であり、統治権力は「物乞い」の互助的役割を認めず、その行為を否定した。

物乞いの在りようは元より実にさまざまで一括りにはできないが、敢えて大別すれば、出稼ぎ者、行商人や旅芸人あるいは巡礼者が旅の途中で、あるいは通りがかった町や街道で物乞いする場合と、出稼ぎなどに出られない高齢者や子ども、身障者、女たちが自宅からほど遠くない所で物乞いするパターンである。⁽⁵⁷⁾後者の場合、王令も黙認する傾きがある。

出稼ぎ者や行商人はもとより懐が寒いので、できるだけ出費を抑えるために安い旅籠に泊まるか、農民の納屋の一隅を借りて寝たという。さらに困窮すると街道筋、街の教会付近や市場などで物乞いをして、小銭を得て路銀に充てようとした。例えば、モンペリエにやつて来た中部山岳南部の出稼ぎ家族は、ぶどう摘み仕事にあぶれると、街に来て物乞いした。妻子連れ等の場合は、裕福な家に家内奉公人として住み込んでいる同郷の親戚縁者に食料を分けて貰つたり、時には主人の食べ残しもの、骨やひとかけらのパンなどを恵んで貰つた。[Hudon, p.

102] オーヴェルニュの行商人は、時には子連れの乞食に変装して物乞いをした。公衆の憐れみを誘うべく、子どもを「ちんば」の身障者に仕立てて物乞いさせたり、小物などを販売させた。[Hudon, p. 84] 出稼ぎの男たちが現場で働いている間、連れて来た子どもに物乞いをさせることはよくあつた。出稼ぎ者本人が病氣や怪我で働けなくなれば、帰郷するほかはなかつたが、その途次、あちこちで物乞いして露命をつないだのである。「出稼

ぎ者にとつて、物乞いは最後の切り札であった。」[Poirineau, p. 36]

出稼ぎに出られない農村の高齢者や女たち、子どもは地元で物乞いした。オーヴェルニュの地方長官補佐は、「貧民の子どもらはよちよち歩きが出来るようになる、家族の重荷にならないように、物乞いの技法を教え込まれる。」と証言している。これを仕込むのは大概母親で、残飯やミルクを分け与えてくれる村の名望家や富農の家々を教え、実際にしつかり者の兄弟姉妹と共に食べ物を貰う訓練をしたという。[Hutton, p. 109]

都市の貧民もさまざまな理由で生活の資を労働で得られないとき、物乞いを生存の手段とした。レンヌの地域史に詳しいアダムスによれば、同市の貧民街の住人たちは多種多様な職業に従事していた―帽子屋、織布工、梳毛工、服の仕立職、衣類商、牢番、石炭商、粉挽き屋、大工、人足など―が、四〇―五〇歳にもなると、病や怪

(57) 長谷川貴彦氏はハフトンの研究を紹介して、絶対王政期のフランスでは「物乞いは移動することのできない児童や高齢者が共同体内で行うものであった」と記すが、これは本稿で述べるように明らかな誤解である。また、イングランドでは「救貧法のもと、移動と物乞いが禁止されていた」から、メイクシフトの態様もフランスとは異なると述べている。[長谷川貴彦、pp. 45]

果たしてそうだろうか。たとい物乞いが禁止されていても、現実には多くの貧民が物乞いをして糊口を凌いでいたことは、一八世紀末のロンドン乞食調査で明らかである。一八〇三年に公刊されたM・マーティンの乞食調査によれば、拘束された乞食五千人のうち子どもが三千人、大人は二千人で、大人の九〇%は女性であった。スピーナムランド制が施行され、院外救済がなされても、貧民家庭では母親が子どもを連れて、物乞いをしていたことが窺える。詳しくは以下参照。[吉尾清、pp. 228-230]

我、老齢で働けなくなり、物乞いをして糊口を凌いだという。興味深いのは、レンヌでは一七六七年まで、月曜日は街中での物乞いが許されていたのである。アダムスはこれを「月曜日の乞食 Monday Beggars」と呼称するが、ゆたかな住民は物乞いする住民を見知っていたので、同情心から施しを与えた。[Adams, pp. 15-17] 実はレンヌには一六九七年に、ラ・サンテ病院など既存のオピタルを寄せ集めて、オピタル・ジェネラルが設立されていた。[藤田苑子、p. 172] と「う」は建前では物乞いは禁止されて然るべきであるのに、七〇年近くも、たとい月曜日だけであれ、物乞い行為が容認されていたことは注目すべき事実である。「手ずからの施し」が、助け合いとして民衆のなかに深く根を張っていた、したがって都市当局もこれを黙認していたのである。だから、オピタル・ジェネラルには入れない都市貧民は、公権がこの慣習を否定し、物乞い行為を全面禁止しても、「月曜日の乞食」を続けていたに違いない。⁽⁵⁸⁾

女性の場合は、だいたい五〇歳前後で体力とくに視力が衰えて、レース編みや大麻の織布仕事を止めざるを得なくなり物乞いするものが多い。さほど高齢でない女性が物乞いをする場合は、何らかの事情で夫の稼ぎが当てにならなくなる場合であった。夫の早逝、病弱や怪我、蒸発、放蕩などである。⁽⁵⁹⁾ とくに後述するが、夫の家出、蒸発は「流民」の入り口であった。こうして高齢者の女性や、広い意味での寡婦が住まいの半径一里以内で物乞いするのである。そして時にオピタル・ジェネラルの巡邏に捕まりそこに収容されるか、あるいは自発的に子連れでオピタル・ジェネラルのドアを叩くのである。

出稼ぎに出た貧農や職人が、街道の村々でいつも平穩裡に村人から施しを得られた訳ではなかった。そうした時、彼らは畑から食べられる物を盗んだり、家人を脅して食料を得たようである。資料によれば、農民が最も恐

れた「脅し」は、納屋や農作物への放火であった。農民のなかには騎馬警察隊に通報する者もいたが、大抵は仕返しを恐れて脅しに屈して、何ほどの施しを与えた。このように農民は乞食を恐れる向きが強い。だが、街の民衆は必ずしもそうではなく、オピタル・ジエネラルの巡邏が乞食を捕らえようとする、これを妨害し実力で解放させることが頻出している。この民衆の乞食観については後述する。

貧農や職人が長い出稼ぎの途上、物乞いをした廉で逮捕される例は、ルイ一五世が執拗に乞食狩りを命じた一七二〇年代に目立つ。騎馬警察隊の記録から、出稼ぎの実相が垣間見える例を二つ紹介しよう。一七二六年ロア

(58) 一八世紀末のレンヌには、公的・私的慈善に頼らねば生きてゆけない人々が、凡そ六千人いた。この町の人口が二万人だから凡そ三〇%が被救恤貧民ということになる。ところで「月曜日の乞食」をして官憲に捕捉された男たちは、供述書を読むと、長年の労働で身体をこわしたものが目立つ。例えば、代々石炭商を営んでいた一家の祖父は、腰痛で働けなくなり、「月曜日の乞食」をして逮捕された。これは長年の慣習であって、王令で禁じられたからと云って止められないと語った。「月曜日の乞食」には女性や子どもも多数いた。[Adams, pp. 14-17]

(59) 出稼ぎが長期にわたると、男らが故郷に戻って来ないことも間々あった。また男親が稼いだ金を居酒屋で蕩尽する例は枚挙に暇がないほどであった。むさ苦しい家と空腹を抱えた家族を忘れるために男らは酒を呑むのだが、居酒屋の主人は巧みに彼らの欲求を満たしてはその稼ぎを吐き出させた。これはフランス全土で広く見られた現象だが、ブルターニュでは社会問題になったという。その教区司祭は居酒屋で酔いつぶれた男たちを諫め、家族の扶養義務を説いたが、男たちは馬耳東風であったと云う。[Hutton, p. 115] 飲酒癖 alcoolisme の災厄は、一九世紀末まで続くフランス社会の宿痾の一つと云える。

ンヌの騎馬警察隊に捕まった男は、二年前に故郷の村サン・タンテーム St-Anthème (現ジュイ・ド・ドーム県) を出立し、ブルゴーニュのムーティエ・サン・ジャン Moutiers-St. Jean (現コート・ドール県) の森で「木材の断ち割り職人」として七カ月働き、その後近くのぶどう園に雇われ、鶴嘴で土を掘る土方作業に従事した。その後オーヴェルニュのエギュペルス Aigueperse で仕事を得ようと移動する途中、シャルリュ Charlieu (現ロワール県) で物乞いをしているところを、騎馬警察隊に捕捉された。[Gutton, 1973, p. 181] かれの二年間の移動ルートを地図で確認すると、その距離は実に四〇〇kmに及ぶ。これをかれは徒歩で移動したのである。

もう一例はサヴォワ人、プティ・ボルナン Petit Bonnard (現オート・サヴォワ県) 生まれの男で、アルブレスル Arbresle (現ローヌ県) で物乞いしているところを、リヨンの騎馬警察隊に捕まった。その時の様子は、ぼろの着物で脛が見える程、持ち物は瓢箪の水筒一つだけだった。尋問調書によれば、男は二〇年前から放浪しつつ、煙突掃除や縦引き木挽きの仕事をしていたが、一年ほど前に身体をこわして働けなくなり、不本意にも物乞いをせざるを得なかった、と供述している。

貧しい出稼ぎ者が旅の途中で物乞いすることは、特段珍しいことでもなく、また犯罪とは無縁な行動である。ところが統治権力は、これを治安を脅かす危険な存在と見なして捉え、連行し、累犯者には重い刑罰を科したのである。民衆が中世の初めより慣習とし、キリスト教教会も隣人愛の発露と見なして奨励した筈の「施し」喜捨は、ルイ王朝の下で禁止されたのである。だが、民衆の伝統的心性に悖るこれらの王令は、現場では混乱を惹き起こした。街中でオピタル・ジェネラルの巡邏が物乞いを捕捉連行しようとする、そばで見ていた群衆が、それを止めようと巡邏を襲撃する事件が頻出したのである。また街道筋や農村地帯で取り締まりに当たる騎

馬警察隊も、物乞いを全て捕らえて、付近のオピタル・ジェネラルや乞食收容所に連行することを次第に控えるようになった。彼らは、乞食や流民を装う密輸業者や山賊、追剥ぎ、あくどい詐欺師、脱走兵を捕らえることに絞った。ルイ王朝の「乞食閉じ込め策」は、民衆の「生存の技法」に想到しなかったところに、最大の躰きの石があった。

民衆の生存の技法は、出稼ぎ、行商、物乞いのほか、例えば晩婚化、避妊や産児制限、子捨てなどがある。このうち「子捨て」についてはオピタル・ジェネラルに收容された人々の考察の箇所であらう。

3. オピタル・ジェネラルとサン・サクルマン信心会

一六五六年四月のオピタル・ジェネラル創設の王令発布は、民衆の貧困化が座視できないほどに顕著になり、社会がこれに真正面から対処せざるを得なくなったことを示している。パリだけでなく大都市や街道筋に、夥しい数の貧民が物乞いしつつ浮浪する事態は、まさに封建社会崩壊の予兆であった。とはいえ統治の側は民衆が物乞いをするのは、「無為」のせいであり、怠け心がなせる業だという誤った認識をもっていた。王令前文には次のようにある。先王はポリス諸令を公表して「すべての無秩序の根源としての物乞いおよび無為を阻止するために」努力してこられたが、これが不首尾に終わったのは、「乞食が至る所で無為にすぎず自由を有していたからである。」と。そこで一六二二年にはピティエ館に貧民を「閉じ込めた」のだが、貧民を雇用する公共的仕事が足りず、またその管理者に必要な権限が与えられていなかったために、五、六年で潰れたと述べる。⁽⁶⁰⁾

この「反省」の上に、五六年の王令は第一条で、「物乞いする貧民が、健康であると否とを問わず、男女の別

なく、能力に応じて手仕事、手工業、他の労働に従事するため、オピタル・ジェネラルのなかで雇用される」ことを命じた。つまり、物乞いの自由な移動を封じ、これをオピタル・ジェネラルに「閉じ込め」、そこで各人の能力に応じた仕事を与えれば、物乞いは消滅するだろうと考えた。そうしてその前提として、第九条で、「性別、年齢、地位身分、職業の別なく、健康であるか否かを問わず……いっさいの者に対してパリ市内外における物乞いは、これを厳禁とする」と定めた。そしてこれを犯した者は、初犯は鞭打ち刑、再犯者は、男はガレー船漕役刑に、女は所払いに処すとした。同時に、いかなる口実であれ、「乞食に施しを手渡しすることは、地位身分を問わずすべての者に厳禁する」(第一七条)と定めたのである。

一六五六年王令の新しさは、貧民にカトリック信仰を促し、モラル矯正を企図した点にある。王令前文は、貧民のなかには「正式に結婚しないで同棲している男女が多い」、彼らの子どもらは「洗礼を受けていず、ほとんどは宗教を知らず、秘蹟を軽蔑し、たえずあらゆる悪をおこなって暮らしている」と、信仰心、敬神の欠如を憂えている。そこで王権は、インモラルな貧民をカトリックの教えで「霊的 *spiritual* 救済」することが、究極的には「無為と放縦」に染まった貧民を悪から救うことになると考えた。そうしてこの使命をサン・ラザールの伝道会士たちに託したのである。(第二三条)

こうしてオピタル・ジェネラルは、「沈黙が支配する祈りと労働の空間」となった。収容者は「院内規則」で定められた「聖務日課」に従って、恰も修道院の如きストイックな生活を送ることを強いられた。早起き、祈り、ミサ参列、讃歌斉唱、連禱、静肅を保ちつつ作業、幼児への教理問答による初等教育、質素な昼食と夕食、早い就寝である。(後述)

乞食を「閉じ込め」たうえ、聖務日課でそのモラルを矯正しようとした点は、前記のリヨンの「総施し」ともパリの「大貧民局」とも異なる、オピタル・ジェネラルの大きな特徴であったが、実はこれはサン・サクルマン信心会の着想だったと云われる⁶¹⁾。

この信心会は一六三〇年に、ヴァンタドゥール公の提唱で創設された秘密結社的な民間団体で、ヴァンサン・ド・ポールなど著名な聖職者や、ギヨーム・ド・ラモワニオンなど高位高官や宮廷人が加入し、カトリック信仰の再興を図るさまざまな活動を展開した。例えば、ガレー船漕役刑の重罪人がマルセイユ港に送られる前、閉じ込められていたサン・ベルナル門塔の土牢を訪れて、徒刑囚のこころのケアに当り、またそのひどい状況の改善方を当局に訴えていた。さらに、信心会の主力メンバーであるヴァンサン・ド・ポールは、オテル・デュの病人の世話とその「霊的救済」をおこなうために、「愛徳婦人会 *les Dames de la Charité*」なる団体を結成した。また、この信心会は、田舎出の娘たちがパリに来て、仕事先も見つからずに困窮し、やがて娼婦に転落するお定ま

(60) 一六五六年四月のオピタル・ジェネラル創設を定めた王令の主要部分は、次の文献末尾の付録に収められている。

「フーコー、1975, pp. 565-578」

(61) *Compagnie de Saint-Sacrement* を本稿では「サン・サクルマン信心会」と記すが、「聖体協会」という訳語も使用されている。[阿河雄二郎、1996, p. 197] なお、「秘蹟 *sacrement*」とは、キリスト教徒が「キリストの秘義」に参与する手段で、一定の象徴的な行為を通してなされるという。中世に確立した「七つの秘蹟」は、洗礼、堅信、聖餐、悔悛、終油（病者の塗油）、叙階、婚姻である。[リヴィングストン、p. 329] この秘蹟はサルペトリエール館においても、臨終の病者への塗油など、施設付き司祭により部分的になされた。

りのコースに陥らないように、女子の初等教育を実施している団体を支援し、娘らに宗教的支援を与え、秘蹟を受けるように勧め、併せて、自活できるように、女親方の許に徒弟に出して手職をつけることを推奨した。[Allier, pp. 50-72]

本稿のテーマである「乞食の閉じ込め」についても、信心会は早くから関心を寄せていたが、相次ぐ戦争や内乱などでその具体策は遅れた。フロンドの乱がようやく終息する頃、パリには地方から難を逃れた貧民が怒涛のように押し寄せ、前記のようにあちこちに「奇蹟の小路」なる乞食集落をつくっていた。この集落は警察も足を踏み入れない恐ろしいところで、パリの治安は悪化した。そこでサン・サクルマン信心会は乞食対策に本腰を入れるのだが、その「主動力 *cheville ouvrière*」が誰なのか、は実は明瞭ではない。この信心会の資料が残存していないために、史家により見解が分かれているのだ。史家アリエは、この問題の対応策を同会から委託されたのはモンバールの男爵、クリストフ・ド・プレシ *Christophe du Plessis*、通称プレシ・モンバール *Plessis Montbard* だという。モンバールは最大限の忠実さをもって、オピタル・ジェネラルの構想をつくり、それをパリ高等法院の大物たちに相談した。中でもかれを助けたのが、高等法院第一議長ボンボンヌ・ド・ペリエーヴルで、かれは友人の意見も取り入れてオピタル・ジェネラルの骨格をつくり上げ、一六五六年王令を準備したという。[Allier, p. 65]

しかしアリエの見解では、モンバールやペリエーヴルが、どのような性格のオピタル・ジェネラルを創ろうとしたかは不明である。これに対し、史家ヴェシエは、同信心会でも貧民救済については意見の対立があり、主導権を握ったのはギヨーム・ド・ラモワニオンだったという。ラモワニオンは、貧民を拘束して「閉じ込め」、集

団として公的救済を施すのがよい、そして現世で煉獄の苦しみを味わい、罪を償うべきだと唱えた。これに異を唱えたのがヴァンサン・ド・ポールで、かれは、貧民救済は個々人の寛大さに依拠すべきで、街中の小部屋を救済の場とし、その細胞が徐々に拡がってゆくのがよいと述べて、「閉じ込め」には強い難色を示した⁽⁶²⁾。

しかし結局、ラモワニヨンの主張が受け容れられ、「閉じ込め」と「霊的救済」を行う場としてのオピタル・ジェネラルが構想された。[Yesier, p. 62] それにしても、「霊的救済」が、「煉獄の苦しみ」を味わわせるというラモワニヨンの主張は驚きであるが、聖務日課で縛られた修道院的な日常、「祈りと労働」の日常を見れば、あながち誇張とは云えない。ついでに云えば、ヴァンサン・ド・ポールはこの路線にはついに同調できず、オピタル・ジェネラルの運営には関わらず、後に別途捨子の待遇改善に尽力する。

いずれにしろ、サン・サクルマン信心会がオピタル・ジェネラル創設に深く関与したことは間違いない。その設立に当り、信心会は千リーヴルを醸出し、メンバーのなかにも多額の寄付を寄せる者がいただけでなく、オピタル・ジェネラルの「霊的救済」を任されたのが、信心会のメンバーであるルイ・アベリイ司祭であったことも知らも、それは窺える。ところで、サン・サクルマン信心会は、宮廷における「陰謀家集団」⁽⁶³⁾になることを恐れた

(62) ヴァンサン・ド・ポールは、一六五三年にパリの篤信ブルジョワから多額の寄付金を受けて、城外区のサン・ロランに広大な土地を購入し、「イエスの御名のオピタル Hôpital du Nom de Jesus」を建てた。これは障碍や老齢で働けなくなった職人たちに、「心と身体シムの慈善」を与えるためであった。二棟の建物には居住スペースのほか織機なども配置され、怠惰に陥らないような配慮もなされた。チャベルではミサや説教がなされた。男女各二〇名を受け容れたと

すべ。[Orcini, p. 270] [Elmore, p. 68]

マザランにより、一六六〇年に解散を命じられるが、現実には命脈を保っていたようで、前述の一六六二年飢饉に際して救援活動を展開しただけでなく、六二年に、各地方都市にもオピタル・ジェネラルを設立せよとの王令が布告されると、その設立に尽力するジェズイットも信心会のメンバーであった。

こうして国王と高等法院が主導し、カトリック聖職者とパリの俗信徒ブルジョワが協力して、パリのオピタル・ジェネラルが創設された。これは既存の施設五つの寄せ集めであったが、主要な館は、前述したように次の三つの館である。最大の收容能力をもつサルベトリエール館は、主に女性の乞食・寡婦、後には「身持ちの悪い女性」や精神病者を受け容れた。ピセートル館は男性の乞食、精神病者、重度の犯罪者などを收容した。ピティエ館は、捨子や孤児が收容されていたが、後には本部機能が置かれた。そして一六五七年五月七日から一三日の間に、これらの施設の門が開けられ、自発的に入所を希望する貧民が押し寄せたと云われる。その数ほぼ四千人から五千人。パリに屯する乞食は四〜五万人と見積もられていたから、その一〇%が收容されたことになる。それ以外の「パリ生まれでもなく、パリに一定期間在住した証もない」乞食は、官憲により、あるいはオピタル・ジェネラルの巡邏により、生国へ放逐された。こうして一瞬、パリの街路や教会付近から乞食の姿は消え、オピタル・ジェネラルへの「乞食閉じ込め」策は大成功したかに見えた。⁽⁶⁴⁾だが五年後の一六六二年に飢饉が起きると、飢えた貧民が再び「浮塵子」の如くパリに押し寄せた。驚いた国王は、地方都市にもオピタル・ジェネラルを設立すれば、乞食をなくすことができると考えて、その設立を促す王令を発したのである。こうして凡そ四半

(63) 尚、アリエの著作 *Raoul Allier: La « Cabale des Devots » 1627-1666*, は『篤信家の陰謀(団)』という意味である。と

ここでこの信心会を潰そうとするマザランの目論見は、かれの死後、財務総監となったコルベールに引き継がれた。コルベールは腹心のルイ・ベリーと図り、巧妙な作戦をとった。オピタル・ジェネラルの理事職は終身制だったが、ある理事が死亡すると、その後釜に信心会と関係のない者を就けてゆき、終に六七年に、オピタル・ジェネラルの理事に信心会員はいなくなったのである。[Carré, p. 45]

付言すれば、一六六一年にはコルベールの陰謀で、財務卿であり、パリ高等法院検事総長であったニコラ・フーケが、公金横領の罪で失脚した。フーケの排除はコルベールの野望であると同時に、ルイ一四世の独裁権力掌握の野望でもあった。詳しくは以下参照。[林田伸一、2016, p. 62]

だが一八世紀にはいと今度はジャンセニスムが抬頭し、オピタル・ジェネラルの理事職を占めるようになり、一八世紀半ばには、これを排除しようとする国王とパリ大司教、それを阻もうとする高等法院との間で激しい戦いが繰り広げられる。(後述)

(64) 一六七六年に公刊された無署名の小冊子『オピタル・ジェネラルの歴史』にも、次のように記されている。「一六五七年五月二三日、ピティエ教会では荘嚴なる聖霊ミサが唱和され、一四日『貧者の閉じ込め』はいかなる騒ぎもなく完了した。この日、パリ全市は相貌を変えた。大多数の乞食は田舎へ引き上げ、きわめて賢明なる者は自らの労働によって生活の資を得ることを考えた。この大規模な作業には神の加護があったにちがいない。事実、その作業がかくも僅かな苦勞しかひき起さず、かくも上首尾に達成されるとは、決して考えられなかったからである。」と。「フーロー、1975, p. 565]

同様の樂觀論はオルシニ神父の著作にも見られる。「混乱と違反を予防する措置が採られたので事態は平穩裡に推移した。五体満足な乞食や流民は地方に戻り、四〜五千人の良き貧民が、新しいアジュールに赴いた。」と。[Orcini, p.

277]

世紀かけてフランスの主要都市三〇に、オピタル・ジェネラルが設立されるのだが、その性格はパリのそれとはだいぶ異なるものであった。

§本稿執筆に利用した文献

I 概説史・社会保障の通史

- Jules Siegfried, *Quelques mois sur la misère, son histoire, ses causes et ses remèdes*, Le Havre, 1877
- Emile Chevalier, *De l'Assistance dans les campagnes : Indigence, prévoyance, assistance*, Paris, 1889
- Paul Straus, *Assistance sociale: Pauvres et Mendians*, Paris, 1901
- Michel Guillaume (ed), *La sécurité sociale : son histoire à travers les textes*, 3 vols, Paris, 1996
- Marcel Lecoq, *L'Assistance par le travail et les jardins ouvriers*, Paris, 1906
- Robin Briggs, *Early Modern France 1560-1715*, Oxford University Press 1977
- P. J. Coveney, *France in crisis 1620-1675*, London, 1977
- F. Braudel & E. Labrousse (dir.) *Histoire économique et sociale de la France, tome II, Des derniers temps de l'âge seigneurial aux préludes de l'âge industriel (1660-1789)*, P.U.F. 1970
- ギヨーム・ド・ベルティエ・ソヴィニー著／鹿島茂監訳『フランス史』講談社 二〇一九
- ヴォルテール著／丸山熊雄訳『ルイ十四世の世紀』全四冊 岩波文庫 二〇〇一
- ユベール・メチヴィエ著／前川貞次郎訳『ルイ十四世』白水社 一九九五
- 二宮宏之『全体を見る眼と歴史家たち』木鐸社 一九八六

- 二宮宏之・阿河雄二郎編『アンシアン・レژیームの国家と社会』山川出版社 二〇〇三
- 二宮宏之『フランス・アンシアン・レژیーム論』岩波書店 二〇〇七
- 林信明『フランス社会事業史研究』ミネルヴァ書房 一九九九
- ロペール・カステル著／前川真行訳『社会問題の変容』ナカニシヤ出版 二〇二二
- 柴田三千雄ほか編『世界歴史大系 フランス史2』所収の第一章(服部春彦)、第四章(阿河雄二郎)、第五章(林田伸一)、第六章(二宮宏之・柴田三千雄)論文 山川出版社 一九九六
- 林田伸一『ルイ一四世トリシュリユー』山川出版社 二〇一六
- イヴ・マリイ・ベルセ著／阿河雄二郎ほか訳『真実のルイ一四世』昭和堂 二〇〇八
- ミッシェル・フーコー著／田村俣訳『狂気の歴史―古典主義時代における―』新潮社 一九七五
- ミッシェル・フーコー著／田村俣訳『監獄の誕生―監視と処罰―』新潮社 一九七七
- J・L・フランドラン著／森田伸子ほか訳『フランスの家族―アンシアン・レژیーム下の親族・家・性』勁草書房 一九九三
- 正本忍『フランス絶対王政の統治構造再考―マレシヨールに見る治安・裁判・官僚制』刀水書房 二〇一九
- 西迫大祐『感染症と法の社会史』新曜社 二〇一八
- 長谷川貴彦『イギリス福祉国家の歴史的源流』東京大学出版会 二〇一四
- 吉尾清『社会保障の原点を求めて―イギリス救貧法・貧民問題の研究』関西学院大学出版会 二〇〇八
- 長谷川まゆ帆「女・男・子どもの関係史」谷川稔・渡辺和行編著『近代フランスの歴史』ミネルヴァ書房 二〇〇六

II 探題史

- Robert Vial, *Histoire des hôpitaux de Paris en quatre cents dates. Les blouses blanches de Charlemagne à Jacques Chirac*, Paris, 1999
- Françoise Saloun Ramahlo, L'Assistance et le soin, Le Musée de l'AP-HP, *Un musée hospitalier à Paris*, Paris, 2008
- Henri Sauval, *Histoire et recherche des antiquités de la Ville de Paris*, Paris, 1724
- Pierre Valéry-Radot, *Deux siècles d'histoire hospitalière de Henri IV à Louis-Philippe. (1602-1836)*, Paris, 1947
- Jean Imbert, *Histoire des Hôpitaux en France*, Paris, 1982
- Jean Imbert, *Le droit hospitalier de l'Ancien Régime*, PUF, 1993
- André Pecker (ed), *La Médecine à Paris du XVIIIe au XXe siècle*, Paris, 1990
- Marie-Claude Dinet-Le Comte & Pascal Montaubin, *Les Hôpitaux de Picardie du Moyen Âge à la Révolution*, Amiens, 2014
- Jean-Ch. Soumia et François Vial, *Histoire des grands hôpitaux parisiens*, André Pecker (ed.) *La médecine à Paris du XVIIIe au XXe siècle*, p.117-130, Paris, 1984
- Sophie Riche & Sylvain Riquier, *Des hôpitaux à Paris. Etat des fonds des Archives de l'AP-HP XIIe-XXe siècles*, Paris, 2000
- John Howard, *Etat des prisons, des hôpitaux et des maisons de force*, traduit de l'anglais, Paris, 1788
- Musée de l'Assistance Publique, *Hôpitaux de Paris depuis 100 ans. La société, l'hôpital et les pauvres*, Paris, 1996
- Françoise Bériauc, *Histoire des lépreux au Moyen Âge. Une société des exclus*, Paris, 1988
- Le Musée de l'AP-HP, *Un musée hospitalier à Paris*, Paris, 2008
- J. P. Martineaud, *Les ordres religieux dans les hôpitaux de Paris*, 2002
- Monique Lucenet, *Les Grandes pestes en France*, Aubier, 1985
- 高井里恵子「一六世紀前半におけるパリのオテル・ニュー改革」東京女子大『史論』五六 九五―一三頁

- W・H・マクニール著／佐々木昭夫訳『疾病と世界史』上下 中公文庫 二〇〇七
- 川喜田愛郎『近代医学の史的基盤』上・下 岩波書店 一九七七
- ステイブ・パーカー著／千葉喜久枝訳『医療の歴史―穿孔開頭術から幹細胞治療までの二万二千年史―』創元社 二〇一六
- アルフレッド・フラン克蘭著／高橋清徳訳『排出する都市パリ』悠書館 〔二八九〇〕二〇〇七
- 岡田晴恵『感染症は世界史をうごかす』筑摩書房 二〇〇六
- Ⅲ オピタル・シエネラル
- Henry Lègier-Désgranges, *Hospitaliers d'autrefois, Hôpital Général de Paris 1656-1790*, Paris 1952
- Nicolas Sainte Fare Garnot, L'Hôpital Général de Paris, Institution d'assistance, de police, ou de soins?, *Histoire, Economie et Société*, 1984 3^e année, no. 4, pp. 535-542
- Boumerville, *Histoire de Bicêtre: histoire, organisation, budget, statistique*, Paris, 1893
- Richard F. Elmore, *The origins of the Hospital General of Paris*, Michigan (Xerox University Microfilms), 1975
- Louis Boucher, *La Salpêtrière, son histoire de 1656 à 1790*, Paris, 1883
- Jean-Pierre Carrez, *Femmes opprimées à La Salpêtrière de Paris, (1656-1791)*, Paris, 2005
- Joseph Estienne, L'Hôpital Général des Pauvres de Paris aux XVIIe et XVIIIe siècles, *Revue de l'Assistance publique à Paris*, 1953, no. 22, p. 255-287; no. 23, p. 383-396; no. 24, p. 519-540; no. 25, p. 737-754
- René Duval, *Une Institution royale: L'Hôpital Général de Paris, son organisation et son rôle social*, mémoire de la maîtrise, Paris, 1956

- Jean Couteaux, Histoire de la Salpêtrière, *La Revue hospitalière de France*, mai-juin, 1944, pp. 106-127, 216-242
- Alexandre Tucey, *L'Assistance publique à Paris pendant la Révolution*, t. I. *Les Hôpitaux et Hospices, 1789-1791*, Paris, 1895
- Maximilien Vessier, *La Pitié-Salpêtrière: Quatre siècles d'histoire et d'histoires*, Paris, 1999
- Raoul Allier, *La « Cabale des Dévois » 1627-1666*, Paris, 1902
- P. Bru, *Histoire de Bicêtre (hospice, prison, asile)*, Paris, 1890
- Jean Delamaré & Thérèse Delamaré-Riche, *Le Grand Renfermement: Histoire de l'hospice de Bicêtre 1657-1974*, Paris, 1990
- Franck-Funck-Brentano, *L'Hôpital Général Bicêtre*, Lyon, 1938
- Emile Richard, Histoire de l'Hôpital de Bicêtre (1250-1791); Une des maisons de L'Hôpital Général de Paris, 1889
- Maurice Capul, *Infirmiété et Hérésie-Les enfants placés sous l'Ancien Régime*, Paris, 1990
- Bernard Belland, *L'Ancien Hôpital Général d'Issouire: Histoire institutionnelle et sociale de 1674 à la Révolution*, Montpellier, 1961
- B. Bolotte, *Les Hôpitaux et l'assistance dans la province de Bourgogne au dernier siècle de l'Ancien Régime*, Dijon, 1968
- Alphonse Martin, *Histoire de L'Hôpital Général du Havre et de Pré-de-Saint de Saint Roch*, Freecamp, 1879
- Michel Vovelle, Le Grand Renfermement en Provence, *Provence historique*, t. 32, pp. 261-282, 1982
- François-Paul Blanc, La Répression de la mendicité et l'Hôpital Général de la Charité de Marseille au XVIIIe et XVIIIe siècles, *Arts et Livres de Provence*, no. 75 pp. 95-136, 1970
- 田村初穂「パリ総救貧院に関する一考察」早稲田大学大学院文学研究科修士論文 二〇一三
- 府中望「一七世紀末フランスの総合救貧院制度—マルセイユの愛徳総合救貧院の事例を通して—」『西洋史研究』二〇〇六
- 室由佳子「旧体制下フランスの地方統治における権力と慈善—ボルドー地方エリート救貧への関り—」『史学雑誌』

Ⅳ 乞食・流民など貧民の美態と救済

- Paul-M. Bondonis, *La disette de 1662, Revue d'Histoire économique et sociale*, Vol. 12-1, 1913 pp. 53-118
- Jean-Pierre Gutton, *La société et les pauvres, l'exemple de la Généralité de Lyon*, Paris, 1971
- Jean-Pierre Gutton, L'État et la mendicité dans la première moitié du XVIII^e siècle, Lyon, 1973
- Jean-Pierre Gutton, L'enfermement à l'âge classique, Jean Imbert (ed.), *Histoire des hôpitaux en France*, Paris, 1982
- Léon Cahen, *Le Grand Bureau des Pauvres de Paris au milieu du XVIII^e siècle*, Paris, 1904
- Camille Bloch, *L'Assistance et l'État en France à la veille de la Révolution, Généralités de Paris, Rouen, Alençon, Orléans, Soissons, Amiens*, Paris, 1908
- Abbé Orcini, *Histoire de Saint Vincent de Paul*, Paris, 1852
- L.-M. Moreau-Christophe, *Du problème de la Misère*, Paris, 1851
- Léon Lallemand, *Histoire de la Mendicité*, tome 4; *Les temps modernes, 16^e-19^e siècle*
- Louis Rivière, *Mendiants et Vagabonds*, Paris, 1902
- Christian Paultre, *De la répression de la mendicité et du vagabondage en France sous l'Ancien Régime*, Paris, 1906
- Louis Parturier, *L'Assistance à Paris sous l'Ancien Régime et pendant la Révolution*, Paris, 1897
- Guy Thuillier, *Aux origines de l'administration sociale: Le Rapport sur la mendicité de Loménie de Brienne en 1775*, Paris, 2003
- Guy Thuillier, Un observateur des misères sociales: Leclerc de Monlinot, *Bulletin d'Histoire de la Sécurité sociale*, no. 19, pp. 7-55
- Leclerc de Monlinot, *Essai sur la Mendicité*, Paris, 1786
- Leclerc de Monlinot, *Etat actuel de la Maison de Travail de la Généralité de Soissons*, 1781
- J. F. Trosne, *Mémoire sur les vagabonds et sur les mendiants*, Paris, 1764

- C. Roman, Le monde des pauvres à Paris au 18^e siècle, *Annales, Economies, Sociétés, Civilisations*, 1982, 104, pp. 729-763
- C. Roman, Mendians et policiers à Paris au 18^e siècle, *Histoire économique et Société*, 1982, pp. 259-295
- Arlette Farge, Le mendiant, un marginal ? Les résistances aux archers de l'Hôpital dans Paris du XVIII^e siècle, Farge (ed.), *Marginaux et excusifs de l'histoire*, Cahiers, Jussieu no. 5, Paris, UGE 1979, pp. 312-328
- Marie Vincent-Cassy, Prison et châtiments à la fin du Moyen Âge, Farge (ed.), *Marginaux et excusifs de l'histoire*, Cahiers, Jussieu no. 5, Paris, UGE 1979, pp. 262-274
- Micheline Baulant, Groupes mobiles dans une société sédentaire; la société rurale autour de Meaux au XVII^e et XVIII^e siècles, Farge (ed.), *Marginaux et excusifs de l'histoire*, Cahiers, Jussieu no. 5, Paris, UGE 1979, pp. 78-120
- Alan Forrest, *French Revolution and the Poor*, Oxford, 1981
- Thomas Mestay Adams, *Bureaucrats and Beggars: French social policy in the Age of Enlightenment*, Oxford, 1990
- Olwen H. Hufton, *The poor of the Eighteenth-century France*, 1750-1789, Oxford, 1974
- G. Valan, *Misère et charité en Provence au XVIII^e siècle*, Paris, 1899
- G. Sannois de Chevert, *L'Indigence et l'Assistance dans les campagnes*, Paris, 1889
- Henri Sauval, *Histoire et Recherche des antiquités de la Ville de Paris*, 3 vols, Paris, 1724
- Abel Poinneau, Aspects de l'émigration temporaire et saisonnière en Auvergne à la fin du XVIII^e et au début du XIX^e siècle, *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, t. 9 no. 1 janvier-mars, 1962
- Dr O. Du Mesnil, L'Industrie des nourrices et la mortalité des nourrissons, *Annales d'Hygiène Publique et de Médecine Légale*, 1867, II, pp. 5-87

- 河原温「中近世ヨーロッパにおける都市の慈善と救貧」『史学』第八七卷第三号 二二一―二四〇頁
- N. Z. デーヴィス著／成瀬駒男ほか訳『愚者の王国・異端の都市』平凡社 一九八七
- 千葉治男「フランス近世都市と貧民」吉岡昭彦編著『政治権力の史的分析』御茶の水書房 一九七五
- 千葉治男「ヨーロッパ近世の貧民」木村尚三郎・佐々木潤之介ほか編著『中世史講座』第七卷 学生社 一九八五
- 千葉治男『義賊マンドラン―伝説と近世フランス社会―』平凡社 一九八七
- 高澤紀恵「近隣関係・都市・王権―一六―一八世紀パリ―」岩波講座『世界歴史』16『主権国家と啓蒙』岩波書店 一九九九
- ブロニスワフ・ゲレメク著／早坂真理訳『憐れみか縛り首か』平凡社 一九九三
- ピエール・デイヨン著／福井憲彦訳『監獄の時代―近代フランスにおける犯罪の歴史と懲治監獄体制の起源に関する試論―』新評論、一九八二
- メルシエ著／原宏編訳『十八世紀パリ生活誌』上・下 岩波書店
- 藤田苑子『フランソワとマルグリット―十八世紀フランスの未婚の母と子どもたち―』同文館 一九九四
- 大森弘喜「一九世紀初頭パリの救貧行政」関東学院大学『経済系』二三八集 一六―二九頁 二〇〇九
- V 資料・事典類
- Code de L'Hopital Général de Paris ou Recueil des principaux Edits, Arrêtés, Déclarations & Réglements*, Paris, 1786
- Mauger, *Simple notes sur l'Organisations des secours publics à Paris*, Paris, 1905
- Alfred Fierro, *Histoire et Dictionnaire de Paris*, Paris, 1996
- Alain Decaux & André Castelot, *Dictionnaire d'Histoire de France: Perrin*, Paris, 1981

J. L. Pinol (ed.), *Atlas historique des villes de France*, Paris, 1996

Nomenclature des Communes et Principaux lieux-dits de France, Rennes, 1974

浜林正夫ほか編訳『原典イギリス経済史』 御茶ノ水書房 一九七二

〔資料〕高橋清徳訳「パリ市の一般警察および諸職に関する国王ジャン二世の勅令」(1351. 1. 30) 千葉大学『法学論集』

一一二 六一―一二七頁 一九八七

E・A・リヴィングストン編／木寺廉太訳『オックスフォード キリスト教辞典』 教文館 二〇一七

アルフレッド・フイエロ著／鹿島茂監訳『パリ歴史事典』 白水社 二〇〇〇

ジャン＝ロベール・ピット編／木村尚三郎監訳『パリ 歴史地図』 東京書籍 二〇〇〇

謝辞 本稿執筆には、畏友、故林信明氏の所蔵していたフランス福祉史関連の文献を、たくさん利用させて頂きました。

林セツ子令夫人にこころより感謝いたします。

(脱稿 二〇二〇年九月一五日)